

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

官
報

○第二十四回
参議院會議錄追録(その二)

○質問主意書及び答弁書
高層建築の隣接建物に及ぼす影響
等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条
によつて提出する。
昭和三十一年二月六日

參議院議長河井彌八殿
千田正

一、堅固な高層建築の隣接建物に及ぼす影響等に關する質問主意書

二、堅固な高層建築の建築許可に際し、隣接する第三者の建物に対し及ぼす影響を考慮するか。

三、考慮するとすれば、若し隣接建物の沈下、損壊或は倒壊等の場合、損害補償の条件を附して許可するか。

四、右二項に關し法律上の規定如何。

五、施工の箇所及び工事施行が、隣接している他の建築物に被害を及ぼすであろうことが明瞭な場合、建築方法及び様式に制限があると考えるか如何。

内閣参質第三号
昭和三十一年

内閣總理大臣 島山 一郎
參議院議長河井彌八殿
參議院議員千田正君提出高層建築の
隣接建物に及ぼす影響等に関する質
問に対し、別紙答弁書を送付する。

三、建築基準法では工事施工者は、工事の施工に伴う地盤のはう落、建築物の倒壊等による危害を防止するため必要な措置を講じなければならぬことになつており、（同法第九十一条）この規定に違反するときは、特定行政庁（建築主事権）を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の区域については都道府県知事をいう。）はその防止措置を命ずることができることとなつてゐる。（工事施工者が建築工事に当つて一般に他人の建築物に被害を与えた場合における損害賠償については、建築基準法には別段の規定がないので、民法の規定によることになつてゐる（民法第七〇九条、第七一六条及び第七一七条）、

とおもへでいるが、建築基準法上の建築物の計画が敷地、構造及び建築設備に関する法令の規定に適合していることを確認するものであつて、工事の施工方法に関する事項について直接審査するものではない。従つて建築の確認に当つては、隣接する第三者の建物に対し及ぼす影響は考慮されない。

二、従つて、建築主事は、この建築物の計画が敷地、構造及び建築設備に関する法令の規定に適合したこと以外を理由として確認を左

方法をとらなければならない。しかし、かしながら地盤に関する問題は技術的に事前に予測できない要素が多いので、そのような方法をとつても若手の被害を生ずることもあると思う。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

木村 福八郎

御母衣ダム建設に関する質問主意書

昭和二十九年六月十二日電源開発社で、ダム建設の権威である

リシ博士に対する質疑応答がなされた。当時の出席者は、大西顧

石川理事、鶴野富山建設所長、理事代理、広田地質課長、野瀬

議題以外「各の出版の年」には行われるものであるが、その討議要旨に

がなされている。

に亘つて、御母衣の現地を視察せ

は高いダムを建設するということ

わせて考へた高い立場から考へ
六、田河二考之つれまへ。

この用に他にこれに代るべき
ムナイ、ばあれば、それこそ之

い。この川に他にダムサイトがない、近所の川にあるダムサ

トを考えたい。

卷之三

大西顧問質問もつと判つきりと尋ねて、このサイドは一三〇メートルを造るのに適した所か。回答 アンエリジュアルである。T・V・Aでもビューロー・オブ・クリメーションでも、こんな基礎にこのようなダムを造った例はない。これに一番近いのはシヤスターダムであり、幅約六米の断層が六ヶ所あったが、こんな難しい所は始めてだ。コーグ・オブ・エンジニアは割合と地質の悪い所にダメを造っているが、コーグ・オブ・エンジニアのことは詳しくは知らない。結論的にいえば、コンクリートでもロックフィルでもどちらでも出来る。私個人としては、コンクリートダムが良いと思うが、安い方が良いのではないか。どちらにしても断層の処理は充分注意する必要がある。

以上の資料によつて、次の諸点が重要な問題点と考えられるが、それについて政府当局の回答を得たい。

第一問 討議の席上、つまり自由自在の意を述べ得る環境の下ではサベージ博士は明らかに御母衣のダムサイトに大きな不安をもつてゐるものと考えなくてはならない回答を与えている。即ちこのダムサイトはやめて庄川の他の所に適当な場所を求める。それが駄目なら川を変更しても他に求めないと答えている。さらにすぐづいてなされた大西顧問の腹を割つた質問に対しては、アンヨージュアル（異常）と答えている。技術者としてまたダム建設の権威者として、殆んど経験したことのない最悪の地質条件に、大きな不安をもつサベージ博士は本当にいたしたこと、ここには良心の声といつて語られていると思うがどうか。

第二問 正式の第三報では、同じ質問に対し、討議の席上とはやや違つた回答をしている。これは正式の報告書ということになると、サベージ博士が、技術者として自分の信じることを率直に述べられない環境——恐らく政治的な環境が作られたのではないかと考えられるがどうか。

第三問 しかししながら、これはサベージ博士がダムの権威者としてして、自己的良心に反する報告をしているとは解されないであろう。というものは討議の席上でも第三報の回答でも、質問のなかの非常に重要な点、つまり経済上のようなどんなダムを造るかをどう考えるかという点は全くふれていないからである。これは明らかに経済効果を無視すれば、技術的にはダムの建設も不可能ではないという意味に解されるが、この点をどう思ふか。

第四問 さらにダムを設計、建設するに当つては、アンヨージュアル・ケアを必要とすると答えているところに、非常に重要な意味がある。

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書

ると考えられる。これを、電源開発会社側では、「なんのみならぬ注意」と訳しているが、これは言葉の表面上の翻訳であつて、むしろ「異常な注意」あるいはさらには「このよきな地質条件の上のダムの設計や建設は、大変なことである」というように考へるのが正しいとする理由もある。サーベイジ博士はダムの建設は技術的には可能だが、経済的にはダム建設の可否について、全く答えていない。その博士の技術者としての良心をアシュージニアル・ケアの言葉のかに読みとるべきではないかと考えるがどうか。

第五問 つきに、経済的にダムの建設をどう考へるかといふ質問に、サーベイジ博士は答えてない理由の一つには、発電効果といいことをばかりではなく、ダムの建設が設計どおりに計画どおりに簡単にいくかどうか、地質条件がアニュアルであるから予想の出来ない事態、例えば掘さくが予定より遙かに増加するとか、思われぬところから水が湧き出すといふようなことのために、設計変更を余儀なくされ、そのためには、ダム事業監察報告書」(昭和三十年八月)でのべているように、多目的ダムに国費が乱費されているといふ事例の大半が、御母衣ダムサイトと全く同じ地質条件、つまり破碎帯という、日本の地質構造の上で特徴的な岩石の破碎構造地帯にあることを思えば、御母衣の場合にもこの危険があると考えるのが技術的な常識である。たゞ御母衣ダムサイトは実によく地質調査が行われている点は敬服に値する。しかしこのような徹底した地質調査をなさねばならなかつたところに、むしろ、ダムサイトとして問題があり、不安があると考へるのが正しい。さらに破碎帶のも

う一つの特徴は、地質や岩石の性質が実際に複雑で、猫の目のようにひどく局部的に変り、その範囲で正確な知識を得るのはむずかしいので、それをそのまま、直に周囲の地域に拡大することができないところである。従つて周到な計画変更が必要となる場合も当然である。うかの点を答えられたい。重要な計画変更がおこつたような場合、どのような責任をとるのか。以上のはか次の五点を質問する。

第六問 御母衣ダムを中心とする白川村と莊川村は、地質学的に庄川河谷破壊帶ともいへき東西の幅五八キロメートルの大きな規模の破壊構造地帯である。従つて本でも典型的な地氷り地帯の一つである。ダムサイトの付近にも、かつて大规模の地氷りをおこしたところが數個所あつて、ダムサイト自身も、ことに左岸にはその疑いがあるし、右岸にも地氷りのおこる可能性が少くない。こうして地質条件に対する、特別の考慮が払下げられてゐるかどうか。また地氷り現象に対する、ロックフィルダムの安全性をどのように考えてゐるか。ダムの構造力学の上で、また地質学上からこの二点を考えられたい。

第七問 ダム地質学の権威といわれるニッケル博士の報告によると、御母衣ダムサイトには断層はあるが、これは活断層ではないから大丈夫だといふように、簡単に考へてある。しかし博士は地氷り現象について一言も述べていない。これは博士が米国の地質に明るいが、米国とは非常に違つた日本の地質構造については殆んど知識がないためである。この点についてニッケル博士を批判することはむろん正しくない。むしろ日本の地質学者（岩石学者ではない）、ことに応用地質学者の意見をきかずもつぱら米国依存に傾きすぎる日本の保守政治家や資本家の態度に問題があるが、一体ロックフィルダム

のおこることがあり得ると思わなくてはならないが、この点をどう考へてゐるか。これはまたダムの現合には非常に重要な問題点であります。そこでロツクファイリダムの技術的確信があるから聞きたい。

第十問 最近新聞の報ずるところによると（朝日新聞一月十三日と二月十日）世界銀行の借款が再び折衝したことと電源開発公社裁が語ったとあるが事実かどうか。またそのために、米国の会社に設計をさせたといつているが、日本の技術者は信用できないのか。ロツクファイリダムの経験は少ないとといつていいが、すでに日本でもできているこれ以上米国に依存する必要があるのかどうか。

内閣參賛第四号 昭和三十一年二月十四日

内閣總理大臣 島山 一郎
参議院議長河井彌八殿
参議院議員木村禱八郎君提出御母衣ダム建設に関する質問に対する答弁書

第一問及び第二問 サーベージ博士は、電源開発株式会社の技術顧問として招へいされた純技術者であり、御母衣に閑する調査についても政治的な配慮を必要とする環境にはなかつたものと考へる。

第三問及び第四問 従つてサーベージ博士には、ダム建設は、報告書における結論において述べられているものと解される。

サーベージ博士には、ダム建設に対し技術上及び経済上の觀点から意見を求めたものである。これに対し同博士は、一応技術的な立場よりこれを検討して回答されたが、同博士は單に純技術的立場のみならず、経済的な觀点より

も本件について考慮されたことは、爾後の同博士との意見交換経緯に徴してもあきらかである考える。

第五問

御母衣地点の地質が複雑であるため、とくに周到な地質調査を行ふ。その結果を慎重検討の上、画を策定したものであるから、後ダム建設に關して重大な計画面更を要する事態がおこるとは考られない。

第六問

ダムの技術者は、地質条件に依りて特別なる考慮を払つております。御母衣地点においてもこの点について周到な注意を払い、慎重な検討の結果結論がだされたものであります。

第七問

ニッケル博士は、もとビルダムは十分安全な構造をもつてゐるものと考える。

第八問

この点に関しては、すでに技術的な検討が加えられ、必要な処理が設計上考慮されている。

第九問

湧水に対しては、土木工学的見地から十分な考慮が払はれており、工事中は勿論のことと完成後といえども、十分安全であると考える。

Digitized by srujanika@gmail.com

第十問 電源開発株式会社総裁が「世界銀行よりの借款は必ずしも望みなきに非ず」という発言をした事については政府は、関知しておらぬがダムの建設は、日本の技術によつて行い得るものと考へる。ただ御母衣、地点の設備は、ロックフィルダムとしては、画期的な大工事となるので設計並びに施工工事については経験ある外国技術の助言を得るのがよいと考えられる。

中央卸売市場法改正に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和三十一年二月十一日

参議院議長河井彌八殿 青山 正一

二、市場法を改正するにあたり、特
定の市場に関する制度を整備する
の必要は言を得たないが、同時に
普通の食品市場に関するもので、
構的原則を併せ規定し、食品流通機
構体系を確立すべきであると考
るのである。

三、大都市における中央市場は、特
殊の性格を有するものと考えられ
るのであるから、これが開設そ
他の重要事項は、主務大臣の権限
に属せしむべきは勿論であるが、
これららの市場の運営に伴う認可等
の行政措置については、開設者た
る市の長（都の場合は知事）の権
限に属せしむることとし、知事
監督を廃して、二重行政の弊を避
くべきであると考える。

五、中央卸売市場の取引業務は、生
産者を代表すると認めるべき卸売人
と、買出入側を代表すると認めべ
き仲買人とによって行われている
実情であるにかかわらず、仲買人
の地位、性格等につき、現行法に
何等の規定もないことは重大な欠
陥であると考えるのではある
べきではないか。

六、中央卸売市場における卸売人、
仲買人の員数は、当該市場の実情
に応じて適正に定めらるべきであ
るが、これに関して明確に規定す
べきではないか。

七、現行法は、消費者大衆と直結し
てゐる小売人の重要性にもかかわ
らず、殆んど何等規定するところ
はないが、これに登録制を設くる
の可否等検討すべきものがあると
考えるのである。

八、中央卸売市場指定区域内におけ
るいわゆる類似市場の問題について
ては、中央卸売市場の開設者に、
るべき犠牲者に対しては、漁業の
整理轉換にあたり、現に実施せら
る。

内閣參賀第五号 昭和三十一年二月二十一日
内閣總理大臣 嶋山一郎
参議院議員河井正一君提出中央卸売市場法改正に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出中央卸売市場法改正に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

現行中央卸売市場法は大正十二年制定されたものであり、その後の生鮮食料品の流通取引の実情の変化にかんがみ、政府においてもこれが改正につき検討する必要を認め從来もその検討を進めて来たのであるが、殊にかんがみ、広く中央卸売市場関係者及び学識経験者より成る中央卸売市場対策協議会を開け、農林大臣から十一月十二日中央卸売市場の改善整備に關しへるべき方策について諮詢問合した次第である。右の協議会に於いて慎重討議の結果、昨年十二月十九日、別紙の通り、卸売人の整備、仲買人等の地位の確立、中央卸売市場における取引の適正化、所謂類似市場等の諸問題について答申がなされたのである。同答申においては、生鮮食料品の市場に関する根本的な問題については今後とも関係各方面の意見を聞いて慎重に検討を続けることを要望すると共に、差当り右の諸問題について必要な法的又は行政的措置をとることを要望する旨述へられている次第である。

政府としては、右の答申を尊重しつつ更に慎重考究を重ね、今国会においては、御質問の諸点におおむね触れて中央卸売市場法の改正法律案を近日提出する予定である。

次に、御質問の各項についての所見としては次の通りである。

第一点、中央卸売市場法の整備充実については、現行法律、施行規則の規定につき又その他必要

と思われる事項について検討中である。
第二点 普通の食品市場に關し法律の規定を設けることについて
は、以後とも慎重に検討することと致したい。
第三点、中央卸売市場に關する監督措置については、開設者の市場運営の自主性を尊重しつつ、諸般の事情を考慮し適切なる監督措置をとることを考究中である。
第四点、仲買人の地位の明確化について、その必要性を考慮の上、法改正について自下考究中である。
第五点、卸売人及び仲買人の員数について、市場の実情に応じており、これにつき目下検討中である。
第六点、小売人の登録制等の可否については、諸般の事情を検討しておあり、これにつき考究中である。
第七点、所謂類似市場について、これは対し規制等の措置をとることにつき考究中である。
韓国による漁船だ捕問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和三十一年二月二十二日 稲藤 五郎
參議院議長河井鶴八殿
韓国による漁船だ捕問題に関する質問主意書
一、いわゆる李承晚ライン、それに基く日本の平和的漁船のだ捕問題は、今日にいたるまで何ら根本的解決をみざる状態であるが、李ライン撤退・漁船た捕らねばに長期抑留解除等に関する政府の根本方針をあらためてたゞと同時に交渉の現況、進捗状態を具体的に明示せられたい。
二、昭和三十一年十一月二十五日、対馬沖にて韓国側にだ捕された第一金比羅丸の乗組員に対し、政府か

ら十二月末見舞金として金三万五千円(別に山口県より三千円)を八名分補助、因ぼせる留守家族はこれに強く懲謝し正月を迎えたのであるが、今年一月五日突然山口県水産部長名にて次のような通知をうけた。

漁第五号 昭和三十一年一月五日

山口県水産部長陣
萩市玉江浦漁業協同組合經由
第一金比羅丸殿
だ捕漁船乗組員救濟費補助
金について

かねて交付しました拿捕漁船乗組員の見舞金については、水産府長官より別紙写の通り通知がありましたのでこの補助金については左記事項を持て御留意の上遺憾なきを期せらるるよう留守家族に御伝達方御取計い願います。

記

一、見舞金中差入品購入費補助
(一五、〇〇〇円)は専ら差入品の購入に充つること

二、差入品購入費補助により購入せられた差入品の発送前又は抑留者が本邦に帰還後又は歸還する旨の通知があつた時は、その抑留者に係る差入品購入費補助(一五、〇〇〇円)の返還をしなければならない。

右の通知は、このような明示をされなかつた留守家族に大きな困惑を与え、政府の突然の指示がその実情を無視して行われていることに対し憤りを与えている。そして右通知が、今年一月五日にとくに出されたこと及びその内容から見て、現金受領のさい指示がなかつたことは明らかであり、また、留守家族の訴えはそのことをはつきりと裏書きしている。留守家族は、いまさらそのような指示がされて見る現金として受領したわれは、生活困窮のさい生活費等として使用している。政府のやり方は一方的であり勝手であり、全くむごいと訴えているのが

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書

り、土地に関する権利の行使の制限を受けているもの並びに漁業協同組合の組合員として漁業を営んでいたものとすること

(三) 見舞金の支給金額は、土地については宅地、農地別、所
有農地、賃借農地別、土地の
等級別に單額を定め、これ
によつて算出した額、漁業に
ついては漁業者の昭和十六、
十七、十八年の漁業所得額の
比率によつて算出した額を支
給すること

(一) 農地に關する見舞金	四三一〇、一四〇円
支給金額	二九、九六九、八三五円
(二) 漁業に關する見舞金	支給額金
合計	三〇、二八〇、五一〇円
支給世帯数	四六五世帯
支給金額	一〇、一〇〇円

小笠原群島關係者に対する見舞金
に關する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条
によつて提出する。
昭和三十一年三月三十日
須藤 五郎

一、小笠原群島關係者に対する眞舞
金に関する質問主意書
小笠原諸島關係者に対する接護
に関する政府の基本方針として
同諸島住民は小笠原諸島への帰

郷が認められないことにより損失をこうもつておるので、その損失の補償に付きり合衆團に対し折衝するとともに、その生活の窮屈している実情にかんがみ、差し迫してゐる政府として見舞金を支給し、その生活の援助並びに更生に資することとしている」（答弁書第九号）とのべている。

六四 五六。四九五丁。
笠原島帰郷促進連盟委員長に対する委任状を添付して申請され
ているもので、その支給は小笠原島帰郷促進連盟委員長を受領する
代理者とし、これに對して支出されているものである。

未支出金とその理由について
未支出金額は約三、四四四万
円あるが、既に見舞金の支給の

対象となつてゐる者の全員の申請書が提出されておるので、本年度内には、その支給事務を完

了し得る予定である。
なお、これら申請書の提出の
遅れた理由は、請求事務につき
鋭意指導はしたが、申請に必要
な各種の書類の整備に日時を要
したもののが相当あつたためであ
る。

昭和三十一年度の支出計画について
昭和三十一年度の見舞金の支出については未だ決定するに至
つてない。

(1) つていい。すべての島民を対象としている。政府の基本方針と矛盾すると考えるが如何。

(2) 一部の土地所有者および漁業者に限ることなく、すべての島民を対象とすることは当然であると考えるが、政府の見解如何。

(3) 支給、未支給をくめて全対象人員はいくらくら。帰郷促進運動発表によると帰郷できない世帯は一、五六六世帯であるが、政府の数字と相異りとすれば、その理由は如何。

(イ) 六五であり、見舞金の対象は一部の土地所有者および漁業者に限られ、他の多くの人はその対象になつてない。

(ロ) すべての島民を対象としているならば、政府の基本方針と矛盾すると考えるが如何。

著者眼の二三事、廿八年の鳥

四、政府の指導する共同事業は、漁業株式会社として設立され運営されていると考えるが、この場合漁業権を約八百万円で買ったといわれている。漁業権については特別の認可を行なうことはできないのかどうか、これを行う有効な措置となるべきではないか。

関係の事務費として使用されると発表されているが、事実かどうか、事実とすれば支出内訳などに決定の経緯を示されたい。

四、政府の指導する共同事業は、漁業株式会社として設立され運営されていると考えるが、この場合漁業権を約八百万円で貰つたといわゆる

五、見舞金を受けるに当り、戦争の大ため生活権をうばわれた島民の大部分は、きよ出するより現金で公平に分配することを強くのぞんでいる。かかる島民の実情を政府は知つて促進連盟の配分方法を認め、漁業権については特別の認可を行ふことはできないのかどうか、これを行う有効な措置をどう考へはないか。

(4) 小笠原島民が相協力してその更生に資するのを期待している。見舞金の返しを受ける政府が見舞金を交付したもの世帯数は六八二である。

(5) 郷促進連盟が見舞金分配に関する調査した数であり、政府が見舞金の支給対象としたものは前記(4)のとおりである。

(四) 見舞金の支給は、前記(イ)の趣旨によるものであるので、すべての島民に直接及ぼないのは止むを得ないが、本措置により小笠原島民が相協力してその更生資金に資することを期附している。

(五) 見舞金の受給申請を受ける政府が見舞金を交付したもののは世帯数は六八二である。

卷之三

(五) (二)
一、五六六世帯は小笠原島連盟が見舞金分配に関与して調査した数であり、政府が見舞金の支給対象としたもののは(1)のとおりである。
(1) 前記(1)及び(2)に説明したとおどり、すべての島民に直接見舞金を支給することは困難であるので、政府としては小笠原島連盟で協議決定する共同事業を行なう等の方法により小笠原島連

(本) 既支給世帯数は四六五世帯あり、全対象者は約八〇〇世帯と予想されている。これは全企

内閣參質第一〇號
昭和三十一年四月六日

内閣總理大臣 嶋山一郎
昭和三十一年四月六日

て
い
る
の
か
ど
う
か、
見
舞
金
の
き
出
（
答
弁
書
第
九
号
）
と
は
ど
う
い
う
意
味
な
の
か、
答
え
ら
れ
た
い。

(一) 島民が相協力してその更生の途を圖ることを期待している。
小笠原島帰郷促進連盟においでは将来アメリカ合衆国から島原島民に対し、補償又は見舞金が支給されることになつた場合に、不在地主に対しても支給されることを予想し、連盟内部の機関において協議の上、見舞金中より若干分を不在地主に配分することと決定したものと聞される。正在するが連盟委員長は、政府より見舞金が支給される場合の請求、領舞金、配分等に関する措置一切の権限の委任を受けている。それにもとづきかかる措置をとつたものと考えるので、必ずしも違法とは考えられない。
二 小笠原諸島に関しては、日米行政協定の適用がない、これに基くに損失補償の要請のため渡米した経費並びに政府の見舞金支給等の法律は適用されないので、政府より見舞金が支給される場合を支給することはできないこととなつてゐる。

三 政府職員が小笠原島民の帰郷並びに損失補償の要請のため渡米した経費並びに政府の見舞金支給等の法律は適用されないので、政府に予算的措置を行つたものであり、それらの経費を見舞金の予算の内から支出した事実はない。
四 貨物の特別の認可については、新規許可と解されるが、遠洋かつお、まぐろ漁業は昭和三十年七月九日（以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお、まぐろ漁業の許可等）についての漁業法の臨時特例による法律（昭和二十八年法律第十五八号）失効の際、諸般の情勢に基いて新規許可は認めない方針であり、現在においてもなおその事情は變つていないので、本件について特別の措置を行うことは困難である。

五 島民の一部には現金のみの分配を希望している者もあるが、島民の大半は、見舞金の一部を共同事業に投資することに賛成し、小笠原島帰郷促進連盟の内部の機関

において協議の上、そのきよ出を決定したと聞いている。これは島民の意思だと考へてゐるが、それで適当だと考へる。

なお、見舞金のきよ出とは見舞金の受給者が共同事業に出資することを意味する。

火力発電設備の輸入に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十一年三月三十日

参議院議長河井彌八殿 田中 一

火力発電設備の輸入に関する質問主意書

一、いわゆる火力設備の輸入について
ては、昭和二十七年関西電力、九州電力、中部電力、統いて翌年東京電力と相次いで火力借款による輸入が行なわれた。この発電設備については、當時国内資金調達の関係からサンプル的性格のもとに輸入されたと承知している。ところで最近東京電力はじめ関西、中部電力が相いで、火力借款による大規模、高性能の火力設備輸入を計画しているが、政府は、このようにつきからつきへと設備が輸入されるのに對して何なる対策をもつてゐるのか、具体的に明示せられたい。

二、今回輸入を要請せられているのは、

東京電力(千葉) 一七五千K.W.
中部電力(新名古屋) 一五六千K.W.
関西電力(中央) 一五六千K.W.
一組

の三台で、既に本年一月電源開発審議会において三十年度着工分として決定し、その輸入について主要な部分は諒承済だと聞いている。また三十一年度には一五万六千K.W.、二〇万K.W.各一台の輸入も申請されんとしている。

ところで、わが國の火力発電設備の生産能力は年間八〇万K.W.であります、最近三ヶ年の生産実績は、年間四〇万K.W.で、四〇万K.W.の生産余力がある。このため各々一力は海外に輸出するため懸命の努力を払っているにも拘わらず、わずか性能の相違を理由にこの形のプラントを輸入することは、歐米でも全く例がない、国際的な輸入であると考えるが、政府の見解をうけたまわりたい。

三、火力設備の大容量化、高温高圧化は国際的傾向ではあるが、今回輸入されるような設備は、まだ歐州諸国ではほとんど実例がないといわれる。アメリカにおいても現在建設中の火力発電設備一〇、二台、二〇、二〇のK.W.のうち、二台九汽圧五、六六度（換氏）級の設備は六台で、一二〇万K.W.と五台にすぎない。イギリスでも一〇五汽圧級のものが圧倒的に多いのである。ところで、現在国産品（製作中）の最高のものは一、二二万五千瓩（換氏）K.W.、五三八度（換氏）一二七汽圧である。

しかも米英両国はともに火力首位の國であり、供給地域のせまい、しかも水力設備を主体とした日本で、この種の大容量ユニット設備を輸入することは極めて疑問に思うが、政府の見解を聞きたい。

四、前の世銀借款でも明らかなように、アメリカからの輸入品は極めて割高である。とくに四、〇〇万ドル以上にのぼる今回の輸入方法は各社とも特命発注でこの種プラント輸入の場合の国際的慣例を無視した方法がとられている。極端にいうなら米国業者のいうがまままで買入れようというわけであるが、公益事業である電力事業が、このような態度であつてよいかどうか。政府の見解をただしたい。

五、輸出振興を経済自立のための重要な政策とし、国産愛用を公約してきた政府は、これらの発電設備を

輸入することができ多額の目安が予想され、している重機械の輸出大きな障害となることを果して十分検討されているのかどうかが明白にせられたい。また政府は電力会社に対しても国内産業育成の立場からして、電機製造業者と懇意なく相談し、これを指導するよう善処すべきであると考えるが、こうした指導措置をとっているかどうか併せてうけたまわりたい。

六、東南アジア諸国においてすら、不充分ながらも自國で生産の見透しがついたものは輸入を禁止して、国产の奨励を行つてゐる実情である。十七万Kwの火力設備設置しても政府の適切な指導と援助が平行して行われるならば、製作も決して不可能ではないと考えるが、採算本位で輸入を許可するようでは、国产要用も空念仏に終り、経済自立も極めて困難となるが政府の見解如何。

七、今回の補給せんとする計画と聞くところによると、米国のメーカーは発電機器に対する生産能力の二ヶ年以上手持工事を所有している。三十年冬期渇水期までに完成する保証を有するかどうか。政府の見解如何。

八、政府はこれら設備の輸入に対して、二〇〇億円を超える輸入税を免除する目的だと聞くが、かかる輸入は禁止すると同時に既に決定しているものに対しても輸入税を課し、その一部を国产化の研究費にむけることが国内産業の發展のためにも極めて有用であると考える。これに対する政府の見解をうけたまわりたい。

一、今回輸入が許可された三火力発電設備は、その建設の必要性が去る一月の電源開発調査審議会で認めたものであるが、同設備は大容量高効率のもので、国产化によることが不可能であったため、止むを得ず必要な部分についてのみ輸入を認めたものである。

しかし、かかる規模のものには望ましいことではないので、これが対策として、政府としては電機メーカーに対し早急に二〇万瓩Wまでの国产体制を整備するよう指導しており、メーカーもまた努力しているので、近く二〇万瓩Wまでのものの受注が可能となる見込である。

二、現在国内電機メーカーの生産能力は年間八〇万瓩Wであり、量的には十分の供給余力を残しているが、いわゆる火主水能的な考え方が濃くなるにつれて新鋭の大容量火力設備への需用者の要求はしてきただけあり、メーカーとしてこれに応じ得る体制は未だ十分整つているとはいひ難い。

現在国産品の最高は、東京電力千葉火力発電所の二号機、一二五、〇〇〇Kw、一二七汽压、五三八度Cであるが、今回輸入されるものは一五六、〇〇〇乃至一七五、〇〇〇Kw、一六九汽压、五六六度C級で、これをすべて国産によつて製作することは差当り困難であるので、必要な範囲において主要機器の輸入を認めた次第である。

(一) 島民が相協力してその更生の途を圖ることを期待している。
小笠原島帰郷促進連盟においては将来アメリカ合衆国から小笠原島民に対し、補償又は見舞金が支給されることになった場合に、不在地主に対しても支給されることを予想し、連盟内部の機関において協議の上、見舞金中より若干分を不在地主と開いているが、連盟委員長は、政府より見舞金が支給される場合の請求、領収、配分等に関する措置一切の権限の委任を受けており、それにもとづきかかる措置をとつたものと考えるので、補償を支給することはできないこと必ずしも違法とは考えられないとなつてゐる。

において協議の上、そのきよ出を決定したと聞いている。これは島民の意思だと考へてゐるが、それで適当だと考へる。

なお、見舞金のきよ出とは見舞金の受給者が共同事業に出資することを意味する。

火力発電設備の輸入に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十一年三月三十日

参議院議長河井彌八殿 田中 一

火力発電設備の輸入に関する質問主意書

一、いわゆる火力設備の輸入について
ては、昭和二十七年関西電力、九州電力、中部電力、統いて翌年東京電力と相次いで火力借款による輸入が行なわれた。この発電設備については、當時国内資金調達の関係からサンプル的性格のもとに輸入されたと承知している。ところで最近東京電力はじめ関西、中部電力が相いで、火力借款による大規模、高性能の火力設備輸入を計画しているが、政府は、このようにつきからつきへと設備が輸入されるのに對して何なる対策をもつてゐるのか、具体的に明示せられたい。

二、今回輸入を要請せられているのは、

東京電力(千葉) 一七五千K.W.
中部電力(新名古屋) 一五六千K.W.
関西電力(中央) 一五六千K.W.
一組

の三台で、既に本年一月電源開発審議会において三十年度着工分として決定し、その輸入について主要な部分は諒承済だと聞いている。また三十一年度には一五万六千K.W.、二〇万K.W.各一台の輸入も申請されんとしている。

ところで、わが國の火力発電設備の生産能力は年間八〇万K.W.であります、最近三ヶ年の生産実績は、年間四〇万K.W.で、四〇万K.W.の生産余力がある。このため各々一力は海外に輸出するため懸命の努力を払っているにも拘わらず、わずか性能の相違を理由にこの形のプラントを輸入することは、歐米でも全く例がない、国際的な輸入であると考えるが、政府の見解をうけたまわりたい。

三、火力設備の大容量化、高温高圧化は国際的傾向ではあるが、今回輸入されるような設備は、まだ歐州諸国ではほとんど実例がないといわれる。アメリカにおいても現在建設中の火力発電設備一〇、二台、二〇、二〇のK.W.のうち、二台九汽圧五、六六度（換氏）級の設備は六台で、一二〇万K.W.と五台にすぎない。イギリスでも一〇五汽圧級のものが圧倒的に多いのである。ところで、現在国産品（製作中）の最高のものは一、二二万五千瓩（換氏）K.W.、五三八度（換氏）一二七汽圧である。

しかも米英両国はともに火力首位の國であり、供給地域のせまい、しかも水力設備を主体とした日本で、この種の大容量ユニット設備を輸入することは極めて疑問に思うが、政府の見解を聞きたい。

四、前の世銀借款でも明らかなように、アメリカからの輸入品は極めて割高である。とくに四、〇〇万ドル以上にのぼる今回の輸入方法は各社とも特命発注でこの種プラント輸入の場合の国際的慣例を無視した方法がとられている。極端にいうなら米国業者のいうがまままで買入れようというわけであるが、公益事業である電力事業が、このような態度であつてよいかどうか。政府の見解をただしたい。

五、輸出振興を経済自立のための重要な政策とし、国産愛用を公約してきた政府は、これらの発電設備を

輸入することができ多額の目安が予想され、している重機械の輸出大きな障害となることを果して十分検討されているのかどうかが明白にせられたい。また政府は電力会社に対しても国内産業育成の立場からして、電機製造業者と懇意なく相談し、これを指導するよう善処すべきであると考えるが、こうした指導措置をとっているかどうか併せてうけたまわりたい。

六、東南アジア諸国においてすら、不充分ながらも自國で生産の見透しがついたものは輸入を禁止して、国产の奨励を行つてゐる実情である。十七万Kwの火力設備設置しても政府の適切な指導と援助が平行して行われるならば、製作も決して不可能ではないと考えるが、採算本位で輸入を許可するようでは、国产要用も空念仏に終り、経済自立も極めて困難となるが政府の見解如何。

七、今回の補給せんとする計画と聞くところによると、米国のメーカーは発電機器に対する生産能力の二ヶ年以上以下の手持工事を所有している。三十年冬期渇水期までに完成する保証を有するかどうか。政府の見解如何。

八、政府はこれら設備の輸入に對し、二〇〇億円を超える輸入税を免除する目的だと聞くが、かかる輸入は禁止すると同時に既に決定しているものに対しても輸入税を課し、その一部を国产化の研究費にむけることが国内産業の發展のためにも極めて有用であると考える。これに対する政府の見解をうけたまわりたい。

一、今回輸入が許可された三火力発電設備は、その建設の必要性が去る一月の電源開発調査審議会で認めたものであるが、同設備は大容量高効率のもので、国产化によることが不可能であったため、止むを得ず必要な部分についてのみ輸入を認めたものである。

しかし、かかる規模のものには望ましいことではないので、これが対策として、政府としては電機メーカーに対し早急に二〇万瓩Wまでの国产体制を整備するよう指導しており、メーカーもまた努力しているので、近く二〇万瓩Wまでのものの受注が可能となる見込である。

二、現在国内電機メーカーの生産能力は年間八〇万瓩Wであり、量的には十分の供給余力を残しているが、いわゆる火水主水能的な考え方が濃くなるにつれて新鋭の大容量火力設備への需用者の要求はしてきただけあり、メーカーとしてこれに応じ得る体制は未だ十分整つているとはいひ難い。

現在国産品の最高は、東京電力千葉火力発電所の二号機、一二五、〇〇〇Kw、一二七汽压、五三八度Cであるが、今回輸入されるものは一五六、〇〇〇乃至一七五、〇〇〇Kw、一六九汽压、五六六度C級で、これをすべて国産によって製作することは差当り困難であるので、必要な範囲において主要機器の輸入を認めた次第である。

今回の新鋭火力の輸入も国産不可能な必要最少限度の部分に限り認められたものであり、これが国産化態勢の整備については、その指導育成に努力しているのであって、わが国の技術が世界の水準に到達するのも遠い将来のことではないと信ずる。

四、政府としては、今回の火力発電設備の輸入は、国産品に対する悪宣伝の材料になるというよりは、むしろ国産技術の向上に役立つものと考えている。

五、政府としては、さきに回答したように、国産要用の趣旨については全く同意見である。また、わが

(4) 各電力会社の使命が良質にして安価な電力を送ることにある以上、各社ごとにその需給の現状、資金事情、系統電力の運営方式等に応じて、発電設備の規模、様式も定まる。わけである。政府としては、今後とも各地域におけるこれらの事情を十分に検討し、その適正規模を定めていく考えである。

(b) 将来二〇万K.W級のものが、国産可能となる場合においては、必要最少限の部品、材料を輸入を許可しない方針であるから、日本におけるメーカーの設備を遊休化することはない」と信ずる。また、原材料等の悪条件の緩和和併せて、将来かなりの輸出が期待できるので、今後十分な指導育成をおこない、万全の措置をとりたい。

三、(4) 発電設備、一世帯当たりの電力消費量および一労務者当たりの顕動効率において、わが国は米国よりもはるかに小さなが、経済的に発電単位は大容量高能率の発電設備によることが望ましいのである。今回問題になつてゐる二〇万K.W.の火力発電設備については、わが国の産業規模から見て不適当なものとは考へられない。

勿論、事故その他の事情で運転が停止する場合の影響を考慮し、発電単位が系統的に見ても支障ないと考えられる場合にその建設を認めているわけである。

筑豊畠田地帶の鉱害と遠賀川の維持保全に關する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和三十一年五月十七日
参議院議長松野鶴平殿 木村禪八郎

七、政府としても自立経済達成の趣旨について、全く同意見である。それで、かりにその熱意と努力を疑われたり、外国崇拝の誤解をいたりすることのないよう、今後とも自立経済達成に向つて業界を強力に指導していく考へである。

六、電力会社は、火力発電設備の輸入を特命発注によつたが、取引条項に購入する方法があれば、その方法によるよう、電力会社を指導していく考え方である。

また、火力発電設備を輸入することになれば、外国のメーカーまたは金融機関から長期の借款を受ければ、電力会社の資金繰りの上からも大きな利点があるが、今輸入を認めた理由は、既に述べた如く、あくまで、これらの大容量の火力発電設備が現在国産不可能であることがある。政府としては、金融の面から、豊富低廉な電力を供給して公益事業者の使命を達成し得るよう努力をしており、今後とも、この方針を堅持する所存である。

四、右建設局は雨期前になると遠智
堤防を切開して破堤と鉱害の關係を調査した事実があるが、この報告書を提出されたい。

2. 調査研究の結果を発表されたい。

二、若し鉄書によるものならば鉄書法第五十三条ではトンネルの坑道掘進のみに制限するか、又はその採掘跡の完全充填を命令し得るゝと考へるが政府の所見如何。

三、建設省九州地方建設局に於て鉄書と賣賣川の関係を重視し、これを調査研究されていると仄聞するが、

筑豊畠田地帯の鉱害と速賀川の維持保全に関する質問主意書
昭和二十九年三月以来数回にわたり、前題の件に關する質問に対し政庁の回答並びにこれについての措置は一應諒承するところである。
その後の遠賀川の状況は左岸下流部の沈下の進行と共に右岸にも同じ現象を見るに至つてゐる。即ち昭和二十八年六月決済した蛭太町中の江地先の上流、中島屋右岸橋台に亀裂を生じ、右岸面に沈下の現象がある。
中島橋より下流約三キロ半の左岸堤内地（人家あり）に地盤のゆるみと漏水がある。
飯塚市内芳雄橋は橋脚一基が沈下し、左岸側は二十七米、沈没し橋面は十五度傾いた。（なおこの橋梁は二十八年水害で挫折し復旧されたものである。
一日の交通量は毎日一万五千人の車である）
一、右の状況は右岸擴大工事による鉱害によるものと考えられるが、その原因についての政府の所見と対策如何。

採掘の制限について
前回の答弁についてそれぞれの条件を考慮して、採掘の適正化を図ってきたところであるが、右に述べた地域に近接する炭鉱についても、今後の採掘の進行状況等に充分の注意をはらい、必要があれば鉱業

川本支流堤防の危険箇所を新聞上に発表しているが、本年も右岸に措置をとられるか、如何。

内閣参質第一三号
昭和三十一年六月一日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

参議院議員木村禧八郎君提出筑豊田地帯の鉱害と遠賀川の維持保全に関する質問に対し、別紙答弁書を付する。

（1） 豊岡田地帯の鉱害と遠賀川の維持保全に関する質問に対する答弁書

（2） 中島橋等の状況について

（3） 中島橋より下流約三糸半の左岸堤内地の地盤のゆるみについて

（4） 芳雄橋の右岸側橋脚に基が沈下しこれにより橋面に若干の傾きを感じて生じているが、その近傍炭鉱の採掘の状況よりみて、その原因は鉱害ではない。

（5） 唐熊地先の堤防漏水について

（6） 前回答弁のとおりであるが、その後昭和三十年度工事の施行により、今後漏水が激しくなることはないと思われる。

し第二十三回国会閉会後も継続して審査を行るべきところ、日数僅少のため、委員会を開き審査を行い得なかつたがため、本法律案の審査を終了する段階に至つてない。

審査報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案(継続案件) 右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月二十日 地方行政委員長 松岡 平市

参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

本法律案は、地方公務員制度の運営の合理化を図ることをその内容とするもので、第二十二回国会に提案され、爾来引き続き審査を行つてきたのであるが、本期閉会中においては期間も短く充分なる審査をつくことができなかつた。

砂利採取法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。昭和三十年十二月二十日 商工委員長 三輪 貞治 参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

閉会の期間が極めて短かかつたので委員会を開会するに至らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月二十日 通信委員長 松平 勇雄

経過の概要 本件に関しては、第二十二回国会

において衆議院から提出されて以来、本委員会は、銳意その審査に努め、第二十三回国会閉会中も引き続き審査を継続したのであるが、閉会期間も極めて短かく、且つ、その内容の重要性にかんがみ、なお慎重審査の必要があり、未だ結論を得る段階に至つてないため、閉会中に審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

公共企業体職員等共済組合法案(継続案件) 右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月二十日 参議院議長 河井彌八殿

内閣委員長 小柳 牧衛

経過の概要

本委員会は「公共企業体職員等共済組合法案」に關し、第二十三回国会閉会後も継続して審査を行へべきところ、日数僅少のため、委員会を開き審査を行ひ得なかつたがため、本法律案の審査を終了する段階に至つてない。

砂利採取法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。昭和三十年十二月二十日 法務委員長 高田なほ子 参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

閉会中本件の審査に關しては、調査室をして関係資料等の補完に努められたにとどまつた。

昭和三十年十二月二十日 通信委員長 松平 勇雄

経過の概要 右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月二十日 社会労働委員長 重盛 壽治

参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

本法案は第二十二回国会に提出さ

れ、

次期国会

においても引続き審査

を行ふ必要あるものと認める。

を

行う

必要あるものと認める。

審査報告書

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十年十二月二十日 建設委員長 石井 桂

参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

右の件は、第二十三回国会の最終日即ち昭和三十一年十二月十六日の本会議において継続審査の決定をされたものであるが、閉会期間が僅か三日間であつたため審議を行ひ暇がなくこれが審査を完了するに至らなかつた。

昭和三十一年十二月二十日 参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

本法案は第二十二回国会に提出され、第二十三回国会閉会中まで継続して審査を行つたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことが出来なかつたのに行う必要あるものと認める。

昭和三十一年十二月二十日 中央卸売市場法の一部を改正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日 地方行政委員長 松岡 平市

経過の概要

本法律案は衆議院議員の選挙について小選挙区制を採用することを主たる内容とするもので、第二十二回国会に提案され、爾来継続して審査を行つたが今期閉会中においては、時日も少く充分なる審査をつくすことができなかつた。

昭和三十一年十二月二十日 参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

本件

に

關しては、第二十二回国会

審査報告書

幼児誘拐等処罰法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日 法務委員長 高田なほ子

参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

本件に関しては、閉会中の期間が極めて短かくその審査を行うことができなかつたため、調査室をして関係資料の収集に努めさせたのみである。

本件に関する

審査報告書

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日 参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

右の件は、第二十三回国会に提出され、第二十三回国会閉会中まで継続して審査を行つたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことが出来なかつたのに行う必要あるものと認める。

昭和三十一年十二月二十日 参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

本法案は第二十二回国会に提出され、第二十三回国会閉会中まで継続して審査を行つたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことが出来なかつたのに行う必要あるものと認める。

昭和三十一年十二月二十日 参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

本法案は第二十二回国会に提出され、第二十三回国会閉会中まで継続して審査を行つたのであるが、主として資料の収集に努め充分審査をつくすことが出来なかつたのに行う必要あるものと認める。

昭和三十一年十二月二十日 参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

本法律案は衆議院議員の選挙について小選挙区制を採用することを主たる内容とするもので、第二十二回国会に提案され、爾来継続して審査を行つたが今期閉会中においては、時日も少く充分なる審査をつくすことができなかつた。

昭和三十一年十二月二十日 参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

本法律案は衆議院議員の選挙について小選挙区制を採用することを主たる内容とするもので、第二十二回国会に提案され、爾来継続して審査を行つたが今期閉会中においては、時日も少く充分なる審査をつくすことができなかつた。

審査報告書

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(予備審査)(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日 農林水産委員長 棚橋 小虎

参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

今回は閉会期間が何分にも短期間であつたため、本法律案審査のため委員会閉会の機会が得られなかつたので、第二十四回国会において充分慎重審議することにした。

経過の概要

審査報告書

今回は閉会期間が何分にも短期間であつたため、本法律案審査のため委員会閉会の機会が得られなかつたので、第二十四回国会において充分慎重審議することにした。

経過の概要

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査)のため

委員会閉会の機会が得られなかつたので、第二十四回国会において充分慎重審議することにした。

経過の概要

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月二十日 参議院議長 河井彌八殿

経過の概要

昭和三十一年六月三日

参議院会議録追録(その二) 審査報告書(第二十五号参照)

一、費用	昭和三十一年度において九十八億円の収入が見込まれる。
審査報告書	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案
多数意見者署名	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
文教委員長 飯島連次郎	昭和三十一年三月二十日
参議院議長河井彌八殿	昭和三十一年三月二十日
多数意見者署名	安部キミ子 矢嶋三義 秋山長造 湯山勇 劍木亨弘 中川幸平 高橋道男 竹下萬次 松原一彦 豊次

一、委員会の決定の理由	本法律案は、空港の設置及び管理並びに工事費用の負担等を定め、空港の整備を促進せんとするもので、本委員会は空港整備を図る上において適切なる措置と認める。
二、費用	昭和三十一年度一般会計予算にて、約一億五千万円が計上されている。
審査報告書	昭和三十一年三月二十三日
多数意見者署名	森田義衛 有馬英二 岡田信次 田中啓一 大倉精一 石坂豊一 新谷寅三郎

一、委員会の決定の理由	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
二、費用	昭和三十一年三月二十二日
審査報告書	農林水産委員 戸叶 武
多数意見者署名	臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案
多数意見者署名	参議院議長河井彌八殿

一、委員会の決定の理由	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
二、費用	昭和三十一年三月二十三日
審査報告書	農林水産委員 戸叶 武
多数意見者署名	重政庸徳 池田宇右衛門 秋山俊一郎 佐藤清一郎 関根久藏 雨森常夫 横川信夫 小西英雄 青山正一 三浦辰雄 千田隆 三郎 東 溝口三郎 河合義一 三橋八次郎

一、委員会の決定の理由	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
二、費用	昭和三十一年三月二十三日
審査報告書	農林水産委員 戸叶 武
多数意見者署名	青木一郎 土田国太郎 片柳眞吉 山本米治 木内四郎 藤野繁雄 菊田七平 大矢半次郎 白井勇 井村徳二

一、委員会の決定の理由	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
二、費用	昭和三十一年三月二十三日
審査報告書	急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案
多数意見者署名	大蔵委員長 岡崎眞一 井村剛 岡三郎 平林一郎 片柳眞吉 青木一郎 山本米治 成瀬幡治 藤野繁雄 木内四郎 大矢半次郎 菊田七平 青柳秀夫 井村徳二 白井勇 土田国太郎

一、委員会の決定の理由	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
二、費用	昭和三十一年三月二十三日
審査報告書	肥料取締法の一部を改正する法律案
多数意見者署名	仁田竹一 大蔵委員長 岡崎眞一 早川慎一 井村剛 岡三郎 内村清次 平林一郎 片柳眞吉 昭和三十一年三月二十二日

一、委員会の決定の理由	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
二、費用	昭和三十一年三月二十三日
審査報告書	租税特別措置法の一部を改正する法律案
多数意見者署名	仁田竹一 大蔵委員長 岡崎眞一 早川慎一 井村剛 岡三郎 内村清次 平林一郎 片柳眞吉 昭和三十一年三月二十二日

一、委員会の決定の理由	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
二、費用	昭和三十一年三月二十三日
審査報告書	急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案
多数意見者署名	仁田竹一 大蔵委員長 岡崎眞一 早川慎一 井村剛 岡三郎 内村清次 平林一郎 片柳眞吉 昭和三十一年三月二十二日

億円に増額しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十一年度特別会計予算中産業投資特別会計に、日本輸出入銀行出資金四十八億円が計上されている。

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月二十三日

參議院議長河井彌八殿

大藏委員長岡崎真一

多數意見者署名

平林 岩岡 三郎
青木 一男
片柳 真吉
成瀬 輝治
藤野 繁雄
大矢牛次郎
白井 勇
井村 德二

土田国太郎
山本七平
菊田四郎
米治七平
木内四郎
青柳秀夫
德二

岡山 岩岡 三郎
高瀬莊太郎
遠藤柳作
木村鶴太郎
中山壽彦
酒井利雄
野本品吉

苦米地義三
久忠軍次
島村軍次

多數意見者署名

平林 岩岡 三郎
青木 一男
片柳 真吉
成瀬 輝治
藤野 繁雄
大矢牛次郎
白井 勇
井村 德二

岡山 岩岡 三郎
高瀬莊太郎
遠藤柳作
木村鶴太郎
中山壽彦
酒井利雄
野本品吉

苦米地義三
久忠軍次
島村軍次

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十一年度特別会計予算中産業投資特別会計に、日本輸出入銀行出資金四十八億円が計上されている。

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月二十三日

内閣委員長 小柳牧衛

參議院議長河井彌八殿

審査報告書

科学技術府設置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月二十三日

建設委員長 赤木正雄

參議院議長河井彌八殿

正雄

審査報告書

科学技術府設置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月二十三日

内閣委員長 小柳牧衛

參議院議長河井彌八殿

正雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、科学技術振興し、国民経済の自立発展と生活水準の向上に役立たせるため、科学技術の全般に関する基本的な政策を企画立案及び推進し、現在関係各省庁で分担している科学技術に関する行政の総合的調整を行なう行政機関として、総理府の外局として科学技術府を設置しようとするもので妥当な措置と認めたが、科学技術振興の重要度とその緊急性にかんがみ、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法律案は、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基く災害防除及び振興事業の進捗に対する計画に対し、約三分の一に過ぎない現状にかんがみ、その目的達成のため、同法の効力を更に五箇年間延長しようとするもので、やむをえざる措置と認める。

二、費用
本法律施行のために要する費用は、平年度約四十二億円で昭和三十二年度より昭和三十六年度までの五箇年間二百十億円の見込みであります。

一、委員会の決定の理由
昭和三十一年度一般会計予算及び積場を漁港の機能施設に加えるものでの改正を行なうとするものであつて、漁港の維持管理の適正に資し、水産業の発達に寄与し適当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

〔第二十六号参照〕

審査報告書

昭和三十一年度一般会計予算

昭和三十一年度政府関係機関予算

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 審査報告書(第二十七号参照) (第二

一、委員会の決定の理由
本法律案は、農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金が、現在四百六十六億七百万円となつてゐるのを、六十億円増額して四百七十六億七百万円に改めようとするもので農林漁業の生産力の維持増進に資し妥当の処置と認める。なお、別記のような附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のため必要とする政府の出資金十億円は、昭和三十一年度産業投資特別会計予算に計上され、いる。

附帯決議
政府は、一般金融情勢の変遷に即応し、農林漁業金融に關する現行の諸制度に充分な検討を加え、農林漁業金融の刷新拡充のため遺憾なく措置すべきである。

右決議する。

〔第二十ニ号参照〕
審査報告書

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月二十七日

内閣委員長 小柳 政衛

参議院議長河井彌八殿

多數意見者署名

菊川 孝夫 植竹 春彦
内村 清次 吉田 法晴
廣瀬 久忠 中山 壽彦
苦米地 義三 島村 軍次
野本 品吉 千葉 信

要領書
委員会の決定の理由
公務員の在職年に対する加算制度は、原則として廃止されたのであるが、改正前の恩給法第三十八条の四に規定する不健康業務に從

事する職員の加算制度については別途措置せられることになつてはいたので、それまでの間、これらの人々について從前通り加算を認めることになつていてその期間が本年三月三十一日を以て満了するので、更に一年その期間を延長して、これにかかる制度の決定をみるまで、移行の空白を補うための措置が必要であると認めた。

二、費用

　本法施行のため、別に費用を要しない。

<p>昭和三十一年三月二十七日 混信委員長 松平 勇雄 参議院議長河井彌八殿</p> <p>多数意見者署名</p> <p>野田 俊作 津島 壽一 三木 庫治 佐島 忠隆 柏木 最上 英子 永岡 光治 滝井 治三郎 新谷 寅三郎 宮田 重文 久保 等等 島津 忠彦</p>
<p>一、 委員会の決定の理由</p> <p>本件は、放送法第三十七条の規定に基づいて昭和三十一年度における日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めるとするものであるが、その内容は同協会の行うラジオ放送事業及びテレビジョン放送事業に必要なものであつて、いずれも妥当なものと認め、委員会は別紙附帯決議を附して、承認すべきものと決定した。</p> <p>なお、日本放送協会の昭和三十一年度收支予算は、ラジオについては、収入百十六億六千七百十四万円、前期繰越収支剰余金一億五千円、支出百十八億一千七百十四万円であり、テレビジョンについては、収入、支出おのおの十八億六千四百六十万円である。</p>

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法案は、現行の旅行あつ、旋業法による規定が不充分のため、不徳不正の旅行あつ、旋業者の存する余地のある現状にかんがみ登録の要件を強化し、登録の有効期間を設けて更新制とし、更に旅行あつ、旋業款について規制する等の所要の改正を行おうとするものであつて、本委員会は妥当な措置と認められる。</p> <p>二、費用</p> <p>この法律施行により登録手数料収入が若干増加の見込。</p>										
<p>[第二十五回参照]</p> <p>審査報告書</p> <p>日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件</p> <p>右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。</p> <p>昭和三十一年三月二十八日</p> <p>外務委員長 山川 良一</p> <p>参議院議長 河井彌八殿</p> <p>多数意見者署名</p> <table border="0"> <tr> <td>佐藤 尚武</td> <td>石黒 忠篤</td> </tr> <tr> <td>杉原 荒太</td> <td>小瀧 彬</td> </tr> <tr> <td>梶尾 茂嘉</td> <td>黒川 武雄</td> </tr> <tr> <td>須藤 五郎</td> <td>羽生 三七</td> </tr> <tr> <td>鶴見 祐輔</td> <td></td> </tr> </table>	佐藤 尚武	石黒 忠篤	杉原 荒太	小瀧 彬	梶尾 茂嘉	黒川 武雄	須藤 五郎	羽生 三七	鶴見 祐輔	
佐藤 尚武	石黒 忠篤									
杉原 荒太	小瀧 彬									
梶尾 茂嘉	黒川 武雄									
須藤 五郎	羽生 三七									
鶴見 祐輔										

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は積雪寒冷の度が特に はなはだしい地域における道路の 交通を確保するため、建設大臣の 指定する主要道路について昭和三 十二年度以降五箇年を各一期とし て道路交通確保五箇年計画を定 め、当該道路の除雪、防雪及び凍雪 害の防止に関する事業に対し国庫 補助の途を講じ、これらの地域に おける産業の振興と民生の安定を 図らんとするものであつて時宜に 適した措置と認める。</p>	<p>二、費用</p> <p>官厅營繕法の一部を改正する法律 案</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきもの と議決した。よつて多数意見者の署 名を附し、要領書を添えて、報告す る。</p>
<p>西岡 入交 斎藤 小笠原 田中 要領書</p>	<p>村上 大藏 昇 近藤 酒井 利雄</p>

昭和三十一年六月三日

参議院会議録追録(その二) 審査報告書(第三十四号参照)

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>労働省設置法等の一部を改正する 法律案</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきもの と議決した。よつて多数意見者の署 名を附し、要領書を添えて、報告す る。</p>	<p>二、費用</p> <p>官厅營繕法の一部を改正する法律 案</p> <p>本法施行に要する費用は初年度 約十五億円の見込みである。</p>
<p>西岡 入交 斎藤 小笠原 田中 要領書</p>	<p>村上 大藏 昇 近藤 酒井 利雄</p>

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>労働省労働基準局に労災補償部 を設置することは、國家行政組織部 法の建前から疑義はあるが、労働 者の災害補償事務の複雑多様性並 びに事務量の急増に対する対応し その円満な遂行を期するために、労 働衛生に關する専門的調査研究を行 うために、労働省の附屬機関と して労働衛生研究所を設置し、併 せて特殊技能試験審議会について は既にその設置の目的を達成した のでこれを廃止することは妥当な 措置と認めた。</p>	<p>二、費用</p> <p>労働衛生研究所の新設に伴う費 用は、七千二百七十七万七千円、 労災補償部の設置に伴う費用の増 加は、十六万円であつて、計七千 二百九十三万七千円の増額が三十 一年度予算に計上されている。</p>
<p>西岡 入交 斎藤 小笠原 田中 要領書</p>	<p>村上 大藏 昇 近藤 酒井 利雄</p>

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>労働省設置法(第 十回国会制定)の実施の状況に鑑 み、官公庁施設の計画的、統一的 な營繕及び適正な保全のため、一 団地の官公庁施設の規定を新たに 設けるとともに、建設大臣の施行 する國家機関の建築物及びその他 の施設の營繕の範囲並びに保全の 右全会一致をもつて可決すべきもの と議決した。よつて多数意見者の署 名を附し、要領書を添えて、報告す る。</p>	<p>二、費用</p> <p>官厅營繕法(第 十回国会制定)の実施の状況に鑑 み、官公庁施設の計画的、統一的 な營繕及び適正な保全のため、一 団地の官公庁施設の規定を新たに 設けるとともに、建設大臣の施行 する國家機関の建築物及びその他 の施設の營繕の範囲並びに保全の 右全会一致をもつて可決すべきもの と議決した。よつて多数意見者の署 名を附し、要領書を添えて、報告す る。</p>
<p>西岡 入交 斎藤 小笠原 田中 要領書</p>	<p>村上 大藏 昇 近藤 酒井 利雄</p>

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、現行官厅營繕法(第 十回国会制定)の実施の状況に鑑 み、官公庁施設の計画的、統一的 な營繕及び適正な保全のため、一 団地の官公庁施設の規定を新たに 設けるとともに、建設大臣の施行 する國家機関の建築物及びその他 の施設の營繕の範囲並びに保全の 右全会一致をもつて承認すべきもの と議決した。よつて多数意見者の署 名を附し、要領書を添えて、報告す る。</p>	<p>二、費用</p> <p>官厅營繕法の第一回分二百万ドル 相当額は、昭和三十一年度予算(賠 償等特殊債務処理費)に計上され ている。</p>
<p>西岡 入交 斎藤 小笠原 田中 要領書</p>	<p>村上 大藏 昇 近藤 酒井 利雄</p>

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

オランダ国民のある種の私的請求

権に関する問題の解決に関する日

本国政府とオランダ王国政府との
間の議定書の締結について承認を

要しない。

ための技術的基準等を定めようと
するものであつて時宜に適した措
置と認める。

〔第三十四号参照〕

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月十三日
内閣委員長 小柳 牧衛

参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

横川 信夫 井上 知治
白井 德二 廣瀬 久忠
中山 寿彦 木村篤太郎
島村 軍次 野本 品吉

要領書

一、委員会の決定の理由

現下の情勢に對処し、國力に応じた防衛力を整備するため、防衛庁の職員の定員を一万九千百九十三人増員し、もつて防衛庁の任務遂行の円滑を図ることは妥当な措置と認めた。

二、費用
二十八億円であり、三十一年度予算に計上されている。

二、費用

本年度増勢に伴う費用は、二百二十八億円であり、三十一年度予算に計上されている。

〔第三十七号参照〕

審査報告書

飼料の品質改善に関する法律の一
部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月十七日

農林水産委員長 楠橋 小虎
参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

佐藤清一郎 橋川 重政
千田 正一 宮本 康徳
三橋八次郎 沟口 三郎
清澤 俊英 戸叶 義一

要領書

一、委員会の決定の理由

自衛隊法の一部を改正する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月十三日

内閣委員長 小柳 攝衛
参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

横川 信夫 井上 德二
木村篤太郎 白井 知治
堀 未治 中山 寿彦
野本 品吉 島村 軍次

要領書

一、委員会の決定の理由

防衛庁職員の増員に伴い、新しくもつて自衛隊の任務遂行の円滑を図ることは妥当な措置と認められた。

て、飼料の品質改善の促進に資し、妥当な措置と認められる。

二、費用
本法施行のため特に費用を必要としない。

〔第三十七号参照〕

審査報告書

昭和三十年度一般会計国庫債務負担行為総調書

右全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月十二日
決算委員長 田中 一

多數意見者署名

青柳 秀夫 長島 銀藏
島村 最上 英子 岡田 白井
久保 等 大川 房枝 信次 勇
小澤久太郎 山田 精一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現行法に對して登録の基準となるべき公定規格を設け、これに適合する飼料に限つて登録を行うこととし、しかして公定規格については、農林大臣が必要と認める場合に定めるものとし、又害蟲関係人からも公定規格設定を申し出ることができる。(二)特殊の材料を混入した飼料について、その成分並びに混入材料の名称及び混入割合等の表示を義務付け、又登録する場合にかかる表示を禁止する等の改めをした場合、当該飼料の譲渡若しくは引渡の制限又は禁止の処分をなすことができる。(三)農林大臣はその権限の一部を都道府県知事に委託することができる等の改正を加えようとするものであつた。

昭和三十一年四月十七日

内閣委員長 岡崎 前田 久吉
参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

岡 土田国太郎 西川基五郎
滝井治三郎 苦米地義三
川村 松助 大矢半次郎
白井 勇 藤野繁雄
菊田 七平 青柳秀夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、國の債権の管理等に関する法律案

の延期及び減免等について規定を設ける外、債権発生の原因となる契約の内容とすべき諸条件を規定しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔第三十八号参照〕

審査報告書

機械工業振興臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月十七日

参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

代理理事 阿具根 登
参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

苦米地義三 海野 三朗
古池 信三 加藤 正人
高橋 衛 大谷 賢雄
白川 一雄 小野 義夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、經濟自立五ヶ年計画の趣旨に従つて機械工業の合理化を促進するため、(1)特定の機械工業について合理化計画を定め、この合理化計画達成のために所要資金の確保、合理化カルテル実施のための指示及び生産技術向上のための基準の公表等の施策を規定した臨時立法であつて、日本の機械工業の合理化に資するとの観点より概ね妥当な措置と認める。

昭和三十一年四月十七日

大蔵委員長 岡崎 前田 久吉
参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

岡 土田国太郎 西川基五郎
滝井治三郎 苦米地義三
川村 松助 大矢半次郎
白井 勇 藤野繁雄
菊田 七平 青柳秀夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、國の債権の管理を適正ならしめるため、その管理事務を委託するおそれがあるので、政府は本法の実施に當り、このような企業に対し

資金の確保その他の助成策に遺憾なきを期し、機械工業全般の技術水準を向上せしめ、以て品質の改善とコストの低下が実現できるよう努力しなければならない。

二、費用
附帯決議

〔第三十八号参照〕

審査報告書

首都圈整備法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月十九日

参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

小澤久太郎 北勝太郎
大谷賛雄 佐多忠隆
石井桂一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、首都への過度の産業及び人口の集中と、これに伴う環境の悪化等の現状に鑑み、東京都の区域及びその周辺地域を一体とした広域につき、首都圈整備計画を作成し、その整備計画に基く事業の実施の推進に當るため、從来の首都建設委員会を廃止し、新たに首都圈整備委員会を設置するとともに、整備計画の作成、事業の実施等に關し必要な規定を設け、首都圏の健全な発達を図らんとするものであり妥当な措置と認められる。なお、別紙の通り附帯決議をした。

昭和三十一年四月十七日

内閣委員長 岡崎 前田 久吉
参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

岡 土田国太郎 西川基五郎
滝井治三郎 苦米地義三
川村 松助 大矢半次郎
白井 勇 藤野繁雄
菊田 七平 青柳秀夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案による貸付の対象とならない

二、費用
附帯決議

〔第三十八号参照〕

審査報告書

政府は、本法制定に伴い首都圈整備に関する事業の強力な推進を図るため、昭和三十二年度以降の事業計画に係る予算は、首都圈整備委員会

みを有する法人にも均等割を課すことができるることとし、給与所得者のうち、普通徴収により得る場合について改め、(三)不動産取得税については併用住宅を建築した場合はその住宅部分について百円の基礎控除を認めることとし、(四)娯楽施設利用税につき、学生、生徒等のスケート場の利用は非課税とし、またバチヨコ場等につき道府県の選択により普通徴収の方法によることができる」とし、(五)遊興飲食税につき公給領収証制度の実施に關連し料金の売掛部分については三月以内の徴収猶了、延滞金の免除、貸倒れとなつた場合には、還付納入義務の免除をする、こととし、(六)自動車税につき軽油引取税創設に伴い軽油自動車に対する税率を五割引下げる等の改正を加え、(七)固定資産税については国有資産等所在市町村交付金、納付金の制度の新設とも考え方合せ、日本放送協会、日本中央競馬会に對する税率を五割引下げる等の改正を加え、(八)電気ガス税について日本国有鉄道が直接一般交通のための旅客又は貨物の運送の用に供する電気に対しても、課税しないこととし、(九)目的税として軽油引取税を創設し、都道府県は軽油の引取につき一千リットル六千円を課税することとし、(十)同様に目的税として、その特別徵收、免税の範囲を定め、また市町村はその徵收した軽油引取税を道路の面積を基準として五大市に交付することとし、(十一)同様に目的税として、都市計画税を創設し、市町村は、所定の場合に土地及び家屋に対し、固定資産税と併せてその価格の百分の〇・二以内を賦課することができるものとし、その他国民健康保険税につき課税限度額を現行の三万円から五万円に引き上げる等、所要の改正を加えようとするものであつて概ね妥当な措置と認められる。なお、委員会は別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のため別に費用は要しない。
附帯決議
国、地方を通じ税制は累次の部分的修正によつて不均衡の面を生じてゐる。政府は、これらの不均衡の是正を含め根本的な租税体系を樹立すべきであるが、就中次の各項については最近の機会においてこれを措置すべきである。

一、事業税の種別について一層の均衡を図ること。
例えば、大工、左官、板金工又は植木職として行う事業、公衆浴場業、写文洋服仕立て業等に從事する小額所得者の所得は勤労所得に近いものがあり、軽減の措置を講ずること。

二、私鉄に対する事業税の課税標準を是正すること。
昭和三十一年度以降新たに建設に着手した水力発電所の大規模償却資産の課税限度額については絶対緩和の経過的措置を講ずること。

三、昭和三十一年度以降新たに建設に着手した水力発電所の大規模償却資産の課税限度額については絶対緩和の経過的措置を講ずること。

五、遊興飲食税については、税率、徴収方法その他につき根本的な検討を加え適切な措置を講ずること。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の現況にかんがみ自主財源の充実、租税負担の均衡化等の目的により、国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち所定のものについては国有资产等所在市町村交付金を、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が所有する固定資産のうち固定資産税を課されていなかつた所定のものについては公社自有資産所在市町村納付金を、それぞれ当該固定資産所在市町村に交付又は納付する制度等を創設し、関係規定を整備しよるとするものであつてその内容は概ね適當と認められる。

二、費用
本法施行により國が支出する経費、三十一年度分約一億二千八百万円は、予算に計上される。

附帯決議
政府は本法施行に際して左の点に特別の配慮を加へべきである。

一、米国及び国際連合の軍隊が使用する固定資産所在市町村並びに旧軍港市等に對しては、特別交付金交付等適切なる方途を講ずること。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、既定予算の範囲内で実施される。

二、費用
本法律案は、既定予算の範囲内で実施される。

附帯決議
右全会一致をもつて可決すべきものと譲決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

二、費用
本法施行のため別に費用は要しない。

附帯決議
本法律案は、既定予算の範囲内で実施される。

四、開発公庫業務の適正を期するため、慎重な配慮すること。
 五、開発公庫の業務運営に当り、有効適切且つ公正妥当な執行を期するため、理事長の諮問機関として、現地に学識経験者その他を以つて構成する運営協議機関を設置すること。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十一年度政府関係機関予算に政府出資金十億円(産業投資特別会計より出資)、資金運用部特別会計からの借入金三十億円が計上されている。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

日本原子力研究所法案
昭和三十一年四月二十八日
商工委員長三輪貞治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
中川以良、古池信三、横川信夫、佐藤清一郎、上林忠次、白川一雄、深水六郎、川村松助、西川弥平治、豊田雅孝

一、委員会の決定の理由
本法案は、原子力基本法に基き、原子力開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行うため、政府出資並びに民間出資による特殊法人日本原子力研究所を設立しようとするもので、その組織業務、会計等に関する規定をしたものである。

本研究所の設立は、政府の原子力開発に関する一連の政策の中心をなすもので、将来のわが国原子力開発の発展に資するため適切な措置と認める。

昭和三十一年四月二十八日
日本原子力研究所法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

日本原子力研究所法案
昭和三十一年四月二十八日
商工委員長三輪貞治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
中川以良、古池信三、横川信夫、佐藤清一郎、上林忠次、白川一雄、深水六郎、川村松助、西川弥平治、豊田雅孝

一、委員会の決定の理由
この法案は、原子力基本法第七条に基づき、核原料物質及び核燃料物質の採掘、精錬、管理等を行ふため設置される原子燃料公社の組織、業務、財務、会計等を定めるものである。

主たる内容は、公社の出資金は一千万円とし、政府が全額出資する。

昭和三十一年四月二十八日
日本原子力研究所法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

日本原子力研究所法案
昭和三十一年四月二十八日
商工委員長三輪貞治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
中川以良、古池信三、横川信夫、佐藤清一郎、上林忠次、白川一雄、深水六郎、川村松助、西川弥平治、豊田雅孝

一、委員会の決定の理由
この法案は、原子力基本法第七条に基づき、核原料物質及び核燃料物質の採掘、精錬、管理等を行ふため設置される原子燃料公社の組織、業務、財務、会計等を定めるものである。

主たる内容は、公社の出資金は一千万円とし、政府が全額出資する。

昭和三十一年四月二十八日
日本原子力研究所法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

日本原子力研究所法案
昭和三十一年四月二十八日
商工委員長三輪貞治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
中川以良、古池信三、横川信夫、佐藤清一郎、上林忠次、白川一雄、深水六郎、川村松助、西川弥平治、豊田雅孝

一、委員会の決定の理由
この法律案は原子力基本法第一條に規定する目的の達成に資するため、核原料物質の開発を促進し

二、費用

なお、別紙の通り附帯決議をした。

昭和三十一年度一般会計予算に、日本原子力研究所の予算として七億百八十八万八千円計上している。

二、費用

昭和三十一年度において国庫の負担となる行為を、昭和三十一年度においてすることができるることになつている。

附帯決議

政府は、日本原子力研究所の運営に当つては、原本原子力研究所の精神に基き、民主的運営がなされるよう指導監督し、特に研究者の自治性と研究の自由がそこなわれないよう留意するとともに、その研究が充分原子力委員会に反映するよう万全を期すこと。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

日本原子力研究所法案
昭和三十一年四月二十八日
商工委員長三輪貞治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
中川以良、古池信三、横川信夫、佐藤清一郎、上林忠次、白川一雄、深水六郎、川村松助、西川弥平治、豊田雅孝

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その一) 審査報告書(第四十六号参照)

二、費用
定の整備を行おうとするもので概ね妥当なものと認める。

本法施行に要する経費は三十一年度五千百万円は義務教育費国庫負担金七百六十九億五千万円の中に、退職債の利子補給については地方財政再建対策費中、利子補給に要する費用八億八千万円中に含めて、予算に計上されている。

地方財政審査報告書
業に係る國庫負担等の臨時特例に
關する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多數意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和三十一年四月三十日
地方行政委員長 松岡
參議院議長 松野鶴平殿
平市

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の現況にかんがみ、地方団体の財政負担の輕減を図り、地方財政の再建に資するため、昭和三十一年度から昭和三十三年度までの間(一)公共事業について国の負担又は補助の割合を引き上げること、(二)受益者負担金をつとめて徴収せらるようすること、(三)公共事業費に係る受益者分担金等の額は、公共事業費に係る国の負担金又は補助金の算定の基礎としないものとすること等の特例措置を講じようと/or>るものであり概ね妥当なものと認める。

事業関係費等昭和三十一年度予算に計上されたものの中から支出される。

土地収用法の一部を改正する法律
案 審査報告書

參議院議長松野鶴平殿
支那事務局長

要領書
委員会の決定の理由
本法律案は、土地収用法の施行
の実績にかんがみ、その一層の公
正且つ迅速な運用を図るために、從
来官守県市並用するに付ての事務

本法律施行については別に費用を要しない。

審査報告書
日本國有鐵道法の一部を改正する
法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
議決した。よつて多數意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す

昭和三十一年五月八日
運輸委員長 左藤
參議院議長松野鶴平殿
義詮

多數意見者署名
石坂 豊一
川村 岡田 早川 片岡 井酒
松重 仁義 慎文 信慎 重義
馬英二 鄭吉英一
有馬英二
太與 木良高
英一
倉倉
大倉
内村
清次

要領書
委員会の決定の理由

監督を強化し、また財産管理は、本国有鉄道の能率的運営等により、公共の福祉に資せんとするもので、委員会は妥当な措置と認めた。

昭和三十二年五月九日
大藏委員長 岡崎 親一
参議院議長 松野鶴平殿
小柳 改衛
井村 德二
多数意見者署名

委員会の決定の理由
本法案は、一般会計から交付
及び譲与税配付金特別会計に繰
大矢半次郎 西川甚五郎 前田久吉
西岡 ハル 土田国太郎

入れる地方交付税の額の算定の基準となる割合を、昭和三十一年度以降百分の三引き上げ百分の二十

五十分の三十五を以て、入会料を以て、総額の二分の一を相当額とし、その半額を年会費として、残りの半額を会員の年会費として、年会費を納入する制度を廃止しようとするものであつて、この際適當な措置と認める。

配付金特別会計の昭和三十一年度予算には、一般会計よりの受入れとして百亿元の二十五五を算定基準割合とした地方交付税額一千六百十億九千百万円及び入場税收入百六十二億二千百万円が計上されている。

審査報告書
郵便振替貯金法の一部を改正する
法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十一年五月十日
遞信委員長　（さき　ひづる）

二、費用
別に費用を要しない。
一號) 審査報告書(農林水産委員会第
せんとするものであつて、妥当な
措置と認めた。

一、議院の會議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第七号 北海道の水害対策に関する請願
第五二号 和牛の消費流通等に關する請願
第六六号 自作農維持資金融通法実施の適正性に關する請願
第七五号 わら工品の需給維持

第七八号 内水面水産増殖事業
に關する 請願
費国庫補助等に關する 請願
第九六号 大分県昭和井路支線
水路工事復活等に關する 請願
第一〇〇号 さつまいもでん粉
の政府買上げに關する 請願
一二四号 カムチャツカ災害

融資等の融資金返済期限延長に 関する請願
一二五号 三陸冲暴風浪等の 漁業被害復旧資金特別長期融 資実施促進に 関する請願
一二六号 漁業被害保険補償 制度確立促進に 関する請願
第一三一号 農業共済事務 費国庫負担増額に 關する請願

第一一五七号 岩手県江刺平野等の開墾事業に関する諸願
第一五八号 米の統制倉庫等反対に關する諸願
第一八一号 三陸沖暴風浪の被害漁業復旧対策等に關する諸願
第一一四号 みつまた生産農家の救済に關する諸願
第二一八号 兵庫県小坂村出石川沿岸農地に排水ポンプ設置の請願
第二二三一号 伝資研究所設置に

第二六〇号 みつまた生産農家
救育五一号 伝食研究所設置に
関する請願
新潟県耕地地すべ
り地災害防止対策事業費国庫
補助に關する請願

第一〇九二号 北海道新篠津村
でい炭地開発に關する請願
第一一〇六号 茨城県旭川洞沼
干拓事業促進に關する請願
第一一一二号 奈良美大島産黑糖
の価格安定に關する請願
第一一八号 家畜商法の一部
改正に關する請願
第一一二三二号 大阪湾水質淨化
促進に關する請願
第一一四七号 北海道浜益漁港
修築工事促進に關する請願
第一一五〇号 北海道新川地区
排水工事施行に關する請願
第一一五一号 北海道浜益村等
の漁業整営に關する請願
第一一五二号 千葉県猿島大利
根、千浦用排水設施合土地改良
事業計画認可等に關する請願
第一一六一号 北海道広島村共
栄排水こう改修工事施行に關
する請願
第一一六二号 北海道千歳川地
区漁川ダム建設に關する請願
第一一九五号 原水爆実験によ
る水産養殖者等の損害補償に關
する請願
第一二〇九号 木炭公営検査強
化の立法措置に關する請願
第一二一〇号 新農薬による内
水面魚族死滅の防止対策の請
願
第一二三九号 岩手県韮沢川県
管第二発電所用水等の取水に
よる漁業損害補償の請願
第一二五七号 北海道千歳町の
反転客土事業費国庫補助に關
する請願
第一三号 米の配給日数復元等
に關する請願 (別紙意見書案
添付)
第一三五号 岩手県近海のモー
カさめはえなわ漁業の許可制

度に関する請願(別紙意見書案添付)
第二六三号 日本中央競馬会(第三十七条改正に因る請願)
(別紙意見書案添付)
第二九二号、第四八五号、第五二五号、農産物価格安定法の一部改正に因る請願(別紙意見書案添付)
(紙)意見書案添付)
第五四二号 滋賀県愛知川ダム建設反対に関する請願(別紙意見書案添付)
第一〇七八号 米穀取扱業者の免許制施行に関する請願(別紙意見書案添付)
第一一二号 静岡県庄内村地主浜名湖干拓工事反対に関する請願(別紙意見書案添付)
参議院議長松野鶴平殿昭和三十一年五月十一日
農林水産委員長棚橋小虎
内閣総理大臣鳩山一郎殿
意見書案
米の配給日数復元等に関する請願(第一三号)
右の請願について、実情精査の上遺憾なきを期せられたい。
昭和三十一年五月十一日
参議院議長松野鶴平
内閣総理大臣鳩山一郎殿
意見書案
宮崎県田原村五ヶ所開発事業中止に関する請願(第一一一号)
右の請願については、実情精査の上遺憾なきを期せられたい。
昭和三十一年五月十一日
参議院議長松野鶴平
内閣総理大臣鳩山一郎殿
意見書案
岩手県近海のモーカさまはえなわ漁業の許可制度に関する請願(第一三五号)
右の請願については、実情精査の上遺憾なきを期せられたい。

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その一) 審査報告書(第五十号参照)

第七三三二号 北海道道八雲熊石
部両村間道路開さく工事促進に
関する請願

第七三四四号 北海道落部厚沢
線改良工事施行に関する請願

第七三六三号 北海道利別川利別
橋の永久橋架替に関する請願

第七三七七号 北海道池田町の治
山水工事促進等に関する請願

第七三八号 北海道熊石村冷水
橋外二橋の永久橋架替に関する請
願

第七三九号 北海道準用河川見
日川外一河川護岸工事施行に
関する請願

第七四〇号 一級国道旭川稚内
線中止別市内市街地舗装工事
施行等に関する請願

第七四一号 北海道天塩川上流
総合開發にに関する請願

第七四三号 北海道頓別川浜頓
別橋外三橋の永久橋架替に関する
請願

第七四六号 国道二十九号線改
良工事促進に関する請願

第八三一号 兵庫県地方重要道
路県道草野佐用線中一部改良
工事施行に関する請願

第八三二号 愛知県渥美半島太
平洋岸護岸にに関する請願

第八三八号 埼玉県児玉町山岳
地帶の治水政策施行に関する請願

第八五五号 宮崎県都農、高岡
両町間の和田橋を永久橋に架
替するの請願

第九三〇号 岡山県吉井川下流
八日市地先堤防補強工事促進
に関する請願

する年間支払金利だけでも九千七百万円の多額に達し、ただでさえ困窮せられた市町村の財政はこのままであるから、本年予算編成に当つては、二十年大水害復旧に対する法定国庫補助残余の金額を計上せられると共に、借入金に対する利子補給の措置を講ぜられたいとの趣旨であるが、借入金に対する利子補給の措置を講ぜられないと言つては認め難いので、この点を除いて本院は本件を採扱するものと議決した。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

昭三十一年五月 日
建設業法施行令の一部改正に関する
請願(第四三二八号、第六九一號、
第八三四号)
内閣總理大臣鳩山一郎殿
意見書案
右の請願は、現在三十万円を超える
工事は登録建築業者でなければ請け負うことができないに因るが、この規定する三十万円なる額は現在では家屋十坪の建築費にも充たぬものであり、未登録者といえども、せめて三十坪程度の普通家屋建築の請負を可能とするることは実状に即した施設と思ふから建設業法施行令第一条中「建設業一件の請負代金の額が三十万円に充たない工事とする」の金額三十万円を百万円と改正せられたいとの趣旨であるが、現在のところ百円に改正せられたいと言う点は認め難いので取り敢えずこれを五十万円として本院は本件を探査するものと議決した。よつて内閣は鏡意これと議決した。よつて内閣は鏡意これが実現に努力せられたい。

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>内閣総理大臣その他の国務大臣の職責の重要性にかんがみ、世話を期するため、私企業等への公取を制限することは、適当の措置と認められた。</p> <p>二、費用</p> <p>本法施行には別に費用を要しない。</p>	<p>審査報告書</p> <p>国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきもと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。</p>																								
<p>昭和三十一年五月十七日</p> <p>内閣委員長 野本 品吉 代理理事 参議院議長 松野鶴平殿</p> <p>多数意見者署名</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">田畑 金光</td> <td style="width: 50%;">永岡 光治</td> </tr> <tr> <td>宮田 雅孝</td> <td>高瀬莊太郎</td> </tr> <tr> <td>江田 重文</td> <td>木村篤太郎</td> </tr> <tr> <td>木島 三郎</td> <td>千葉 信</td> </tr> <tr> <td>青柳 虎藏</td> <td>島村 軍次</td> </tr> <tr> <td>秀夫</td> <td>井上 清一</td> </tr> </table> <p>要領書</p>	田畑 金光	永岡 光治	宮田 雅孝	高瀬莊太郎	江田 重文	木村篤太郎	木島 三郎	千葉 信	青柳 虎藏	島村 軍次	秀夫	井上 清一	<p>昭和三十一年五月十七日</p> <p>内閣委員長 野本 品吉 代理理事 参議院議長 松野鶴平殿</p> <p>多数意見者署名</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">田畑 金光</td> <td style="width: 50%;">永岡 光治</td> </tr> <tr> <td>宮田 雅孝</td> <td>高瀬莊太郎</td> </tr> <tr> <td>江田 重文</td> <td>木村篤太郎</td> </tr> <tr> <td>木島 三郎</td> <td>千葉 信</td> </tr> <tr> <td>青柳 虎藏</td> <td>島村 軍次</td> </tr> <tr> <td>秀夫</td> <td>井上 清一</td> </tr> </table> <p>要領書</p>	田畑 金光	永岡 光治	宮田 雅孝	高瀬莊太郎	江田 重文	木村篤太郎	木島 三郎	千葉 信	青柳 虎藏	島村 軍次	秀夫	井上 清一
田畑 金光	永岡 光治																								
宮田 雅孝	高瀬莊太郎																								
江田 重文	木村篤太郎																								
木島 三郎	千葉 信																								
青柳 虎藏	島村 軍次																								
秀夫	井上 清一																								
田畑 金光	永岡 光治																								
宮田 雅孝	高瀬莊太郎																								
江田 重文	木村篤太郎																								
木島 三郎	千葉 信																								
青柳 虎藏	島村 軍次																								
秀夫	井上 清一																								

三、国会への奉仕

(1) 調査及び立法考査局の考査件数
 同局で刊行した調査資料
 国会分館における図書閲覧状況
 貸出を受けた者の数

貸出図書数

国会分館における図書閲覧状況

貸出を受けた者の数

図書閲覧・貸出状況

図書閲覧者数

閲覧図書数

貸出を受けた者の数

貸出図書数

考査件数

目録カード作成数

中央館及び支部図書館相互間の図書貸借数

巡回文庫利用状況

中央館からの配置図書数

一般の図書館及び一般公衆への奉仕

閲覧状況

中央館(法律政治図書館を含む)

閲覧者数

中央館

上野図書館

静嘉堂文庫

東洋文庫

大倉山文化科学図書館

個人貸出

貸出状況(中央館)

貸出図書数

図書館間貸出

利用回数

閲覧図書数

貸出を受けた者の数

閲覧状況

中央館

上野図書館

静嘉堂文庫

東洋文庫

大倉山文化科学図書館

個人貸出

貸出状況(中央館)

貸出図書数

図書館間貸出

利用回数

閲覧図書数

貸出を受けた者の数

閲覧状況

中央館

上野図書館

静嘉堂文庫

東洋文庫

大倉山文化科学図書館

刊行資料

納本週報等

総合目録編さん状况

カード作成数

繰込数

三、六三四件

七八件

印画

マイクロフィルム(ネガ)

マイクロフィルム(プリント)

(6) 印刷カード作成
 製品数(活版印刷のもの)
 (7) 写真複製業務
 最近の米国文芸関係図書展示会(十二月六日~十五日)
 都道府県議会図書室への資料配布
 専門図書館協議会への資料配布
 民間資料
 官庁資料
 国際交換のため外国に送付した資料数

レコード・コンサート(毎月第三土曜日、第五回~六〇回)
 日本の辞書展示会(十月一日~七日)
 最近の米国文芸関係図書展示会(十二月六日~十五日)

一、一四一、三三三枚(一二、五〇一冊分)

一一四、一六四コマ

一、一四、一六四コマ

三四、九五五枚

一、一四、一六四コマ

(P) 大阪府立図書館へ貸与した
 B リポート複写製本七
 A 一、五冊の編入を含む
 (一) 五七、二〇六冊

一、三五、五〇五冊

八九、八五二冊

三九、三三六冊

八一、四八一包

三三、〇〇八点

二五、二三一点

三一、〇九九点

一〇、九八二枚

一、五七一コマ

三〇、三七五点

六、七七一冊

一、五七一コマ

第七〇二号 新潟飛行場整備事業施行に関する請願	第八一三号 福岡市に上高層観測点設置の請願	第八五〇号 常磐線鉄道電化促進に関する請願	第八一二号 南北両定期の通年観測復活等に関する請願
第八六〇号 草津、柘植両駅間ジーゼルカー運行に関する請願	第九一〇号 新潟県長岡市に測候所設置の請願	第九一〇号 気象観測用飛行機等完全設置に関する請願	第九七九号 気象観測用飛行機等完全設置に関する請願
第九八六号 港湾運送事業法の遵守徹底に関する請願	第一〇三号 新潟県小名浜海上保安部に大型巡視船配置の請願	第一〇三号 鹿島守之助	第一〇三号 鹿島守之助
第一〇二号 離島航路の改善整備に関する請願	第一一九九号 東北本線電化第一期工事区間延長に関する請願	佐藤 尚武	佐藤 尚武
第一二五八号 小樽、岩見沢両駅間にジーゼルカー運行の請願	第一三一七号 国鉄勝田線にジーゼルカー運行の請願	遠藤 柳作	遠藤 柳作
第一二八三号 海運貨物の鑑定、検量及び検数事業確立に関する請願	第一三六九号 国鉄飯田線にジーゼルカー停留所設置の請願	津島 壽一	津島 壽一
第一四〇七号 桜島噴火予知観測施設促進に関する請願	第一四〇六号 東北本線増田、岩沼両駅間にジーゼルカー停留所設置の請願	要領書	要領書
右の通り審査決定した。よつて報告する。	右の通り審査決定した。よつて報告する。	多數意見者署名	多數意見者署名

昭和三十一年五月二十二日 参議院議長松野鶴平殿 義詮 審査報告書	昭和三十一年五月三十一日 京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求める件
多數意見者署名	右多數をもつて承認すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
外務委員長 梶原 茂嘉	昭和三十一年五月二十四日 参議院議長松野鶴平殿 義詮 審査報告書
要領書	要領書
多數意見者署名	多數意見者署名

昭和三十一年五月二十三日 参議院議長松野鶴平殿 貞治 審査報告書	昭和三十一年五月二十三日 大蔵委員長 岡崎 真一 審査報告書
要領書	要領書
多數意見者署名	多數意見者署名
要領書	要領書
多數意見者署名	多數意見者署名

昭和三十一年五月二十四日 参議院議長松野鶴平殿 正雄 審査報告書	昭和三十一年五月二十四日 内閣委員長 三輪 貞治 審査報告書
要領書	要領書
多數意見者署名	多數意見者署名
要領書	要領書
多數意見者署名	多數意見者署名

昭和三十一年五月二十五日 参議院議長松野鶴平殿 茂嘉 審査報告書	昭和三十一年五月二十五日 外務委員長 梶原 茂嘉 審査報告書
要領書	要領書
多數意見者署名	多數意見者署名
要領書	要領書
多數意見者署名	多數意見者署名

名を附し、要領書を添えて、報告す

特定期物輸入臨時措置法案

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年五月二十四日
参議院議長松野鶴平殿 赤木 正雄

審査報告書

昭和三十一年五月二十四日
内閣委員長 三輪 貞治

審査報告書

昭和三十一年五月二十四日
外務委員長 梶原 茂嘉

審査報告書

一、要領書
委員会の決定の理由

本協定及び議定書は、昭和二十九年三月八日に東京で署名された日本両国間の相互防衛援助協定第4条に基き、日本両国間における防衛上の技術の交流を促進し、かつ関係私人的利益の保護、及び秘密の保持を確保するための取組であつて、本委員会は、米国の防衛用装備、資材の製法、用法等の導入を図り、かつその結果として防衛産業の育成を期待しらる措置としてこれを妥当なものと認めた。

二、費用
別に要しない。

労働保険審査官及び労働保険審査会法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年五月二十五日
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
谷口勝三郎 高野一夫
深川タマエ 森田義衛
田村文吉 中山壽彦
寺本廣作 横山フク
西岡ハル 紅露みつ
榎原亨

一、委員会の決定の理由

この法案は、労働保険に関する審査の統一ある運用を確保するため、労働省労働保険審査会を設ける等審査機構の整備を図るとともに、審査の手続を合理化しようとするものであつて妥当な措置であると認めるが、從来の三者構成の審査における審査と同様な効果を得るような運営を図る必要を認めざる。よつて多数意見者の署名を附し、別紙の如き附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため昭和三十一年度において審査官関係約二千八百万元、審査会関係約三百九十五万円を要するが、全額予算に計上されて

附帯決議
関係労働者及び関係事業主を代表する者の審査官及び審査会における審査への参加に関しては、その意見を充分尊重し、事実上從来の三者構成の審査会における審査と同様な効果を得るよう運営を図り、労働者の保護に万全を期することを要望する。

審査報告書

宮内庁法の一部を改正する法律案と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年五月二十六日

内閣委員長青木一男

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
木島虎藏 三橋八次郎
廣瀬久忠 木村篤太郎
江田三郎 千葉信
佐藤清一郎 島村軍次
西郷吉助 井上清一
野本品吉 宮田重文

要領書

本協定は、我が國が賠償として五億五千万ドルに等しい円に相当する役務及び生産物を二十年間にフィリピンに提供することとし、その実施の方式、使節団の特権、協定実施に関する協議機関たる合同委員会の設置、紛争の解決方法等について規定するものである。本委員会は、東南アジアにおいて、政治上、経済上重要な地位を占めるフィリピンに対し、多年の賠償問題を解決し、友好関係を樹立し、さらに、通商貿易の促進を図る措置として本協定を妥当なものと認めた。

一、委員会の決定の理由

本協定は、余剰農産物資金融通の合意をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年五月二十八日

内閣委員長岡崎眞一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
前田久吉 後藤定吉
平林太一 菊田七平
平林繁雄 石川榮一
山本米治 井上知治

一、委員会の決定の理由

本法案は、余剰農産物資金融通特別会計によるたため、同会計において一時借入金をすることができる。とし、ようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
別に費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由

本法案は、特定物資輸入臨時特別会計の制定に伴い、同法の規定による納付金の処理に関する政府の經理を明確にするため、特定物資納付金処理特別会計を新たに設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十一年度特別会計予算に、特定物資納付金処理特別会計の歳入歳出として、六億二百七十六万一千円が計上されている。

昭和三十一年五月二十九日

内閣委員長岡崎眞一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
前田久吉 土田国太郎
木内四郎 大矢牛次郎
藤野繁雄 西川甚五郎
新谷寅三郎 石坂豊一

昭和三十一年六月三日
外務委員長梶原茂嘉
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
鶴見祐輔 黒川武雄 苫米地義三
遠藤柳作 津島壽一 大谷瑩潤
野村吉三郎 河井彌八

後藤文夫 一松定吉
木内四郎 平林太一
菊田七平 藤野繁雄
石川榮一 新谷寅三郎
山本米治 井上知治

審査報告書
特定物資納付金処理特別会計法案と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年五月二十八日
大蔵委員長岡崎眞一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
前田久吉 平林剛
平林定吉 後藤文夫
菊田七平 石川繁雄
山本米治 井上知治

昭和三十一年五月二十八日
外務委員長梶原茂嘉
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
鶴見祐輔 黒川武雄 苫米地義三
遠藤柳作 津島壽一 大谷瑩潤
野村吉三郎 河井彌八

後藤文夫 一松定吉
木内四郎 平林太一
菊田七平 藤野繁雄
石川榮一 新谷寅三郎
山本米治 井上知治

審査報告書
特定物資納付金処理特別会計法案と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年五月二十八日
大蔵委員長岡崎眞一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
前田久吉 平林剛
平林定吉 後藤文夫
菊田七平 石川繁雄
山本米治 井上知治

昭和三十一年五月二十八日
外務委員長梶原茂嘉
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
鶴見祐輔 黒川武雄 苫米地義三
遠藤柳作 津島壽一 大谷瑩潤
野村吉三郎 河井彌八

後藤文夫 一松定吉
木内四郎 平林太一
菊田七平 藤野繁雄
石川榮一 新谷寅三郎
山本米治 井上知治

審査報告書
特定物資納付金処理特別会計法案と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年五月二十八日
大蔵委員長岡崎眞一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
前田久吉 土田国太郎
木内四郎 大矢牛次郎
藤野繁雄 西川甚五郎
新谷寅三郎 石坂豊一

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法案は、金融情勢の推移にかんがみ、金融制度の改善に関する重要な事項を調査審議するため、大蔵省の附屬機関として、新たに金融制度調査会を設置しようとするものであつて、適当な措置と認められる。</p> <p>二、費用</p> <p>この法律施行のため、別に費用を要しない。</p>	<p>審査報告書</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。</p>
--	---

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法案は、昭和三十一年六月三十日に期限の到来する四十四インチ以下のテレビジョン受像機及びその部分品に対する物品税の軽減を昭和三十三年六月三十日までに引き上げたる、これを継続しようとするものであつて、適当な措置と認める。</p> <p>二、費用</p> <p>この法律施行のため、別に費用を要しない。</p>	<p>審査報告書</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。</p>
---	---

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法案は、地方公共団体の権能、議会、執行機関、給与、財務、国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係、大都市の特例その他の諸規定に所要の改正を加えようとするものであり、衆議院において、これに非常勤の職員に対する報酬は条例で特別の定をした場合は、勤務日数に応じて支給する方法を採らなくとも差支えないこと等の修正を加えたものである。</p> <p>二、費用</p> <p>別に費用を要しない。</p>	<p>審査報告書</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。</p>
---	---

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法施行のため、本年度予算に七百十九万円が計上されている。</p> <p>二、費用</p> <p>本法施行のため、本年度予算に右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。</p>	<p>審査報告書</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。</p>
---	---

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、気象庁の設置に伴い、規定の整備を行うとともに気象業務に關する重要事項を調査審議させるため、気象審議会を設置しようとするものであり妥当な措置と認める。</p> <p>二、費用</p> <p>別に費用を要しない。</p>	<p>審査報告書</p> <p>右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。</p>
--	---

法律は、施行以来母子家庭の福祉増進上重要な役割を果しつつあるが、本法は母子福祉に関する施策の一部面を具現したものに過ぎない。よつて合法の制度は速やかに母子福祉に関する総合法の制定に努力すべきであるが、とりあえず次期国会において左の点に関し改正措置を講ずるよう強く要望する。

(一) 住宅補修資金の償還に関する措置期間を設けるよう努力すること。

(二) 地方財政第2の現状に鑑み、貸付に要する資金は国庫負担を増額するよう努めること。

一、審査報告書外務委員会第一号)

第一五五号 オットセイ保護条約締結促進等に関する請願
第九〇二号 第一〇一九号、第一〇三九号、第一一〇四〇号、第一一一三号、第一一一九号、第一一二一七号、第一二一八号、第一二一七号、第一二三七二号 太平洋水域における水爆実験中止の請願
第一一〇一八号、第一一〇四一号、第一一八一号 太平洋水域における水爆実験中止等の請願
第九八四号、第一〇二〇〇号、第一一八二号、第一二三七号、第一二四二号、第一二四三号、第一二四四号

意見書案
国民の基本的人権を擁護することについて、人権擁護委員制度の運営は極めて有意義であるが、このために配布されている政府予算が僅少のため十分の成果を挙げ得ない実情が認められるから、この請願の趣旨に鑑み、政府は明年度以降すみやかに人権擁護事業に関する予算の増額措置を講じられたい。
昭和三十一年五月一日

壳春防止法制定促進に関する
請願 第一四三八号 埼玉県皆野町に
浦和地方法務局出張所設置の
請願 右の通り審査決定した。よつて報告書
を呈上する。昭和三十一年五月三日

一、審査報告書(商工委員会第一号) 議院の会議に付するを要するも

壳春防止法制定促進に関する
請願 第一四三八号 埼玉県皆野町に
浦和地方法務局出張所設置の
請願 昭和三十一年五月三十一日
法務委員長 亀田 得治
参議院議長 松野鶴平殿
意見書案
大阪拘置所の都島区内移築反対に
関する請願(第一三六号、第三三二
号、第四六〇号)
大阪拘置所が現在過剰拘禁のため、
被収容者の人権の保障に遺憾の点が
多く、現状を一日もそのままでに
おくことは許されず、この解決は
至急を要する。且つ、この解決の具
体的処置については、政府は、世論
を尊重するとともに、いやしくも公
の非難を受けるなどのことがあつて
はならない。政府は、この問題の至
急且つ公正な解決に当るべきであ
るの通り審査決定した。よつて報告
する。

意見書案		壳春防止法制定促進に関する 昭和三十一年五月一日	
国民の基本的人権を擁護することについて、人権擁護委員制度の運営は極めて有意義であるが、この運営のためのための成果を挙げ得ない程度の差異があるから、この願いの実現に鑑み、政府は明年度以降すみやかに人権擁護事業に関する予算の額措置を講じられたい。	昭和三十一年五月一日	参議院議長 松野 鶴平	内閣総理大臣鳩山一郎殿
審査報告書(法務委員会第二号)、議院の会議に付するを要するもの。内閣に送付するを要するもの。	昭和三十一年五月三十一日	法務委員長 松野 鶴平殿	参議院議長 松野 鶴平殿
第一七号 高知地方法務局赤岡支局改築に関する請願	右の通り審査決定した。よつて報告する。	大阪拘置所の都島区内移築反対に関する請願(第三一六号、第三二八号、第四四六〇号)	第一四三八号 埼玉県皆野町に關する請願(第一二三〇四号)
第二八一号 山口県宇部市に山口地方裁判所支部等設置の請願	大阪拘置所が現在過剰拘禁のため、被収容者の人権の保障に遺憾の点が多く、現状をさせざるままにしておくことは許されず、この解決は至急を要する。且つ、この解決の具體的処置については、政府は、世論を尊重するとともに、いやしくも公の非難を受けるなどのことがあつてはならない。政府は、この問題の至急且つ公正な解決に当るべきである。	大阪拘置所の茨田横提町移転に関する請願(第一一〇四五号)	浦和地方法務局出張所設置の請願
第三一六号、第三二八号、第四六〇号 大阪拘置所の都島区内移築反対に関する請願(別紙意見書案添付)	大阪拘置所移転にかかる国有財産不当処分反対の請願(第一一〇四五号)	参議院議長 松野 鶴平	第一四二九号 長野県伊那警察署の不当取調調査促進に関する請願
第四八三号 宮城県建築簡易裁判所に家庭裁判所併置の請願	大阪拘置所の茨田横提町移転に關する請願(第一二三〇四号)	参議院議長 松野 鶴平	第一一三九号 長野県伊那警察署の不当取調調査に關する請願
第七二〇号 壳春問題に関する請願	大阪拘置所が現在過剰拘禁のため、被収容者の人権の保障に遺憾の点が多く、現状をさせざるままにしておくことは許されず、この解決は至急を要する。且つ、この解決の具體的処置については、政府は、世論を尊重するとともに、いやしくも公の非難を受けるなどのことがあつてはならない。政府は、この問題の至急且つ公正な解決に当るべきである。	参議院議長 松野 鶴平	第一一三九号 長野県伊那警察署の不当取調調査に關する請願(別紙意見書案添付)
第七六三号 戸籍法第二百二十八条改正に関する請願	参議院議長 松野 鶴平	参議院議長 松野 鶴平	第一一〇四五号 大阪拘置所移転にかかる国有財産不当処分反対の請願(別紙意見書案添付)
第一一〇五号 大阪拘置所移転にかかる国有財産不当処分反対の請願(別紙意見書案添付)	参議院議長 松野 鶴平	参議院議長 松野 鶴平	第一一〇五号 秋田県米内沢町に簡易裁判所等設置の請願
第一一二六五号 徳島刑務所移転に関する請願	参議院議長 松野 鶴平	参議院議長 松野 鶴平	第一一〇五号 秋田県米内沢町に簡易裁判所等設置の請願
第一一二六六七号 壳春禁止法制定促進に関する請願	参議院議長 松野 鶴平	参議院議長 松野 鶴平	第一一三九号 大阪拘置所の茨田横提町移転にかかる国有財産不当処分反対の請願(別紙意見書案添付)
第一一三九号 長野県伊那警察署の不当取調調査に關する請願(別紙意見書案添付)	参議院議長 松野 鶴平	参議院議長 松野 鶴平	第一一三九号 長野県伊那警察署の不当取調調査に關する請願(別紙意見書案添付)
第一一三九号 長野県伊那警察署の不当取調調査に關する請願(別紙意見書案添付)	参議院議長 松野 鶴平	参議院議長 松野 鶴平	第一一三九号 長野県伊那警察署の不当取調調査に關する請願(別紙意見書案添付)

審査報告書(商工委員会第一号)の。議院の會議に付するを要するもの。内閣に送付するを要するも、第一八号 中國向け太造船輸出特認に關する請願 第五五号 只見川電源開発促進等に関する請願 第一〇一号、第一〇九号、第一二七号、第一六〇号、第一八八号、第二〇七号、第五七六号、第一三三二〇号 中國における日本見本市開催に関する請願 第一四四号、第一七二号 長野県松本市に商工組合中央金庫出張所設置の請願 第二七八号 大分県新馬上金山の鉛害による損害補償の請願 第三三五号 国立只見資源公園設定に關する請願 第三九四号 道南地方の地下資源調査に関する請願 第四〇六号 北海道遠別町の地下資源開発促進に關する請願 第四〇七号 北海道石崎川電源開発に関する請願 第四〇九号 石油資源開発株式会社に対する国家投資の請願 第七四五号 北海道落部・野田追向河川の電源開発に關する請願 第八一四号 山形県朝日川地区電源開発事業促進等に關する請願 第八九八号、第九六六号 余剰農産物見返円の中小企業導入に関する請願 第一一三六号 山形県の石油等開発促進に關する請願 第一三五九号 太造船の中國向け輸入禁令解除中の中小企業振興対策に関する請願 第一五一九号 養畜害賠償及び鉱害復旧制度強化に關する請願

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 審査報告書(第六十号参照)
一、内閣に送付するを要しないも 審査報告書(通信委員会第二号)

の。
第八四二号 火災保険協同組合
の法制化に關する請願
第六八九九号 第九〇六号 第九
六七号 中小企業等協同組合
法第九条改正に關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告
する。
昭和三十一年五月三十日

昭和三十一年五月三日

代理理事 阿昇林 登

參議院議長林異齋五題

審査報告書(大蔵委員会第一号)
議院の会議に付するを要するも

、内閣に送付するを要するも

内閣に送付するを要す。

第三二号 在外財産処理促進に
關する請願

第九五七号 引揚者在外財産

補償に関する請願
第一二八一號 福島県立たばこ

試験場の國立移管に關する請
願

第一三二五号

効前の沖縄における米軍使用による土地等の損失補償の請

顧
三
言
用
保
正
協
之
二

第一三四〇号 信用保証協会に
国家財政資金導入等の請願

第一三四五号 鹿児島県桜島噴
火峰灭こよるこばこ耕作破害

対策の請願

第一四一六号 在外財産の補償
に関する請願

第一四一七号 岩手県盛岡市附近に國立之ばく試験場設置の

近江日立がはる諸縣抄諸國の
請願

第一四一八号 岩手県大船渡市
に設置される東北製塩株式会

社に製塩許可促進の請願

第一六一四号 紹 おしりい等

通り審査決定した。よつて報告

昭和三十一年五月三十一日

大藏委員長同印

四

一、審査報告書(通信委員会第一号)の内閣に送付するを要するもの。
第一〇九三号 北海道滝川町滝川電報電話局舎新築に関する請願
昭和三十一年五月十九日
通信委員長 松平 勇雄
参議院議長松野鶴平殿
審査報告書建設委員会第一号)
一、議院の会議に付するを要するもの。
第一一〇八号 新潟県にテレビジョン放送局設置促進の請願
中久留米 八女両市間舗装工事施行に関する請願
第一四五三二号 一級国道三号線
紙意見書案添付)
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和三十一年五月二十九日
参議院議長松野鶴平殿
意見書案
茨城県久慈川改修工事施行に関する請願(第一五一八号)
右の請願は、茨城県久慈、那珂両郡界を流れる久慈川の改修は、昭和十三年着工され、経費の割当が非常にかどつたため、少部分の工事にしか着手できず、一度豪雨に襲われるとたちまち破壊され、着工以前よりもひどい被害を受けることもあり、約三万町歩におよぶ久慈川流域の肥よくな田畠は、わが国の食糧事情及び沿岸二十五万住民の実情等考慮して、年間二億円以上の経費を注入して、今後五年間に全工事が完成するよう措置を講ぜられたいとの趣旨であるから、わが国の食糧事情及び工事期間を限定することは認め難いので、この点を除いて鋭意工事の進捗を図るという趣旨において本件は本件を採

拵するものと議決した。よつて内閣は
鋭意これが実現に努力せられた。
昭和三十一年五月 日
参議院議長 松野 鶴平
内閣総理大臣鳩山一郎殿
審査報告書(建設委員会第三号)
一、議院の会議に付するを要するも
の。
一、内閣に送付するを要するも
の。
第一五二七号 京都府大野ダム
建設に伴う損害補償等の問題
第一五九〇号 茨城県横利根川筋
ひ門開放に関する請願(別紙
意見書案添付)
第一五九五号 宮城県広瀬川筋
仙台市評定河原橋災害復旧工
事費国庫補助金早期交付等に
関する請願
第一六一七号 放射第一号路線
中五反田駅ガード築造等に關
する請願
右の通り審査決定した。よつて報告
する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長 中山 福藏
参議院議長 松野鶴平殿
意見書案
茨城県横利根川のひ門は、現在川舟
の通行時以外は常に閉鎖されている
ため、霞ヶ浦、北浦の水はけが悪
く、増水時の悩みの種となつている
ばかりでなく、川舟の通行にも不便
が多く、また本川の水質が不良なた
め流れをせきとめることによつて
北浦の治水、増産及び交通上の支障
がはなはだしいから、このひ門を常
時開放し、増水の場合のみ閉鎖し得
るよう取り計らわれたいとの願意で
あるが、本件審査の結果技術的に調
査を行つて支障が起らない限りひ門
を可及的に開放するとの趣旨におい
て本院は本件を採択するものと議決
した。よつて内閣は鋭意これが実現
に努力されたい。

昭和三十一年五月 日
審査報告書(運輸委員会第二号)
内閣總理大臣鳩山一郎殿
第一四七号、第一七四号、長野、松本、鶴平
県松本市に長野陸運事務所出
張所設置の請願
第六三七号、第六七一号、自動
車損害賠償保障法の一部改正
に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告
する。
昭和三十一年六月二日
運輸委員長 堀 未治
参議院議長 松野 鶴平殿
審査報告書(通信委員会第三号)
一、議院の会議に付するを要するも
の。
右の通り審査決定した。よつて報告
する。
昭和三十一年六月三日
通信委員長 酒井 利雄
参議院議長 松野 鶴平殿
審査報告書(内閣委員会第一号)
一、議院の会議に付するを要するも
の。
一、内閣に送付するを要するも
の。
第一号 広島県忠海町の地域給
に関する請願
第六号 昭和三十年国勢調査諸
経費全額国庫負担に関する請
願
第二〇号 教育職員の給与改訂
に関する請願
第五六号 東京都青梅市の地域
給に関する請願
第七三号、第一五六四号 軍人
恩給改訂に関する請願
第八八号 石川県久常村の地域
給に関する請願

第一四三号、第一六七号　陸上自衛隊松木駐屯地部隊射撃場規制に関する請願
第一四八号　石川県小松市の地域給に關する請願
第一四九号　石川県川北村の地域給に關する請願
第一五〇号　旧海軍特務士官等の恩給改訂に關する請願
第二一三号、第五四九号、第五九六号、第一一二〇四号　未帰還公務員の恩給に關する請願
第二二四号　京都府岩滝町の地域給に關する請願
第二二五号、第七五九号　京都府城陽町の地域給に關する請願
第二二六号、第二四八号、第五四〇号　公共職業安定所職員の俸給調整に關する請願
第二四四号　静岡県鷹岡町の地域給に關する請願
第二四五号、第一一〇五一号　恩給の一部改正に關する請願
第二九三号、第七九七号　地籍調査事業費全額国庫補助に關する請願
第三〇〇号　旧軍人等の公務死認定基準拡大等に關する請願
第三二二号、第三四八号　静岡県南伊豆町の地域給に關する請願
第三四七号、第三八二号　岡山県津山市の地域給に關する請願
第三六〇号、第八四三号　京都府綾部市の地域給に關する請願
第三七〇号　長野市地域給に關する請願
第三六三号　高等学校農業教職員の待遇特別措置に關する請願
第四四七号、第四九一号、第五七七号、第六二七号、第八九五号　東北地方の薪炭手当に關する請願
第四四八号　愛知県形原、西浦両町の地域給に關する請願

及び茂木町地内国有林野の字
都富營林署管轄区域編入に關
する請願 第一三四四九号 鹿児島県桜島噴
火降灰による農産物被災対策
の請願 第一三九〇号、第一四三〇号、
第一四五九号 第一四五九号、
第一五一四号 桑園等の凍霜
对策に関する請願 第一四二八号 農業災害に関する請願
第一五六七号 昭和三十一年產
米価格に関する請願 第一五七〇号 農林漁業資金の
償還期限延長等に關する請願
第一五六七号 昭和三十一年產
米価格に関する請願 第一五七四号 水産資源保護法
の実施上必要な予算措置等に
關する請願 第一五七四号 めん羊事業振興
に関する特別措置法制定の請
願 第一四〇〇号 米の配給日数復
元等に關する請願 (別紙意見
書案添付) 第一六一一号 農家に慰労用酒
等配給の請願 (別紙意見書案
添附) 第一六一一号 農林水産委員長 戸叶
参議院議長 松野鶴平 武
昭和三十一年六月三日 意見書案
農林水産委員長 戸叶 武
参議院議長 松野鶴平 意見書案
内閣総理大臣鳩山一郎殿 意見書案
農家の慰労用酒等配給の請願 (第
一六一一号) 右の請願について、実情精査の上
遺憾なきを期せられたい。
昭和三十一年六月三日 意見書案
参議院議長 松野 鶴平
内閣総理大臣鳩山一郎殿 意見書案
農家の慰労用酒等配給の請願 (第
一六一一号) 右の請願について、実情精査の上
遺憾なきを期せられたい。
昭和三十一年六月三日

審査報告書（運輸委員会第三号）
一、内閣に送付するを要するもの
第一、議院の會議に付するを要するもの
第一五〇号 生山、道後山両駅間
国鉄バス運行促進に関する請願
第七六号 岩手県久慈市役成沢
関する久慈駅間国鉄バス運行に
関する請願
第一三四四号 小本線鉄道敷設工
事繼續促進等に關する請願
第一三七号、第一五九号 雪
石、生産内両駅間鉄道敷設に
関する請願
第二三四四号 西津洋駅、呼子町
間鉄道敷設に關する請願
第二三五号、第一五九号 銀治屋、梁瀬両駅
間鉄道敷設に關する請願
第二六七号、石巻駅、津山町柳
津駅間鉄道敷設に關する請願
第二七二号、第四四二五号 赤穂
駅鐵道開通促進に關する請願
第二九九号、第八六六九号、第一
〇一五五号、第一二七号、第一
〇一五九号 只見線鉄道未開
通区間の開通促進に關する請願
第一〇四九号 長野原線鉄道延
長に關する請願
第六三六号 左沢、荒砥、兩駅間
鉄道敷設に關する請願
第八八四号 京都市内東海道線
の高架式改築に關する請願
第一〇四九号 長野原線鉄道延
長に關する請願
第一一六九号 直江津、越後湯
沢両駅間鉄道敷設促進に
關する請願
第一一八七号、第一二二六〇号
自動車にどう備付けの請願
第一一二四一号 名羽線鉄道全通
飯山、新井両駅間鉄道敷設に
關する請願
第一一二八二号 白棚線鉄道復活
工事促進に關する請願

第一三六一號 多治見、岡崎両駅間鐵道敷設に関する請願
第一四三一號 兵庫県柴山港改修工事の号に関する請願
第一四五〇號、第一五二六號 桜島噴火予知観測施設設置促進に關する請願
第一五六七號 上ノ山駅改築拡張に關する請願
第一五二九號 山城多賀駅を手荷物等の取扱駅に指定する請願
第一五六六號 新旭川、石狩沼田両駅間鐵道敷設に關する請願
第一五二九號 中新田、岩出山西駅間に新駅設置の請願
昭和三十一年六月三日
　　運輸委員長 堀 未治
參議院議長松野鶴平殿
審查報告書(文教委員会第一号)
　　議院の会議に付するを要するもの、内閣に送付するを要するもの
第一二一号 児童生徒の増加に伴う不足教室補充財源措置の請願
第八一号 高等学校定時制教育通信教育予算に関する請願
第九八号 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に關する請願
第一〇八号 高山祭及び屋台の調査に關する請願
第一一二〇号、第一三六四号 学校保健制度に關する請願
第一三〇号 岩手県立宮古水産高等学校等の共同実習船建造費国庫補助に関する請願
第三四九号 学校教職員の定数増員等に關する請願
第三七二号 第三十七号 同上定字出版所設立等に關する請願
第四二八号 文部省管理の共同水產綜合練習船建造に關する請願
第五七五号 青年学級運営費国庫補助増額等に關する請願
第六七五号 理科教育振興法の一部改正に關する請願

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 審査報告書(第六十号参照)

第六九九号、第一一〇四八号、福岡県觀世音寺保存施設費国庫補助に関する請願
第七二四号、第一一二二号、第一三三三号、青年年学級運営費国庫補助増額に関する請願
第一一四二号、第一一四三号、定期制教育及び通信教育振興に関する請願
第一一四五号、第一五六六号、第一四五八号、第一五八一号、危険校舍改築費国庫補助増額に関する請願
第一一四四一号、第一五五九号、第一五八二号、統合学校施設の国庫補助算定基準に関する請願
第一一四四二号、第一一四三三号、昭和三十一年六月三日
文教委員長 加賀山之雄
參議院議長 松野鶴平殿
審査報告書（社会労働委員会第一号）
請願
議院の会議に付するを要するもの
一、内閣に送付するを要するもの。
第八号 失業対策事業に関する請願
第三号 請願
第二七号 愛媛県西条市神戸山の下部落に上水道敷設の請願
第三三号 駐留軍撤退に伴う労務者対策の請願
三四号 駐留軍撤退に伴う労務者対策予算の請願
第五七号 戰傷病船員の待遇に関する請願
第九四号、第二〇三号、第四六号、第五二八号、第六〇六号、第一二〇六号、未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願
第一〇二号、失業対策事業費全額国庫負担に関する請願
第一八五号、第一九一号、第二一五号、第二五六号、元満州開拓民等の処遇改善に関する請願
第一〇三号、第二〇四号、第三七三号、第四六九号、第五三九号、第六〇五号、第一八号、第一五〇号、第一四六三号、第五〇〇号、第五〇一号、第五〇一号、第五五三号

第一一四四号 山口県元若国海軍工しより殉職者等の待遇に
第一一四五号、第一一五五〇号、
第一一五八五号 合併実施都市
の保育所措置費及び保護者負
担額の級地是正等にに関する請
願

第一一五九号 千島戦没軍属の
遣家族援護にに関する請願

第一一九〇号、第一一二五〇号
水道金融公庫設置にに関する請
願

第一一二〇三号 職業性難聴に対
する補償基準確立の請願

第一一二四四号、第一二七四号、
第一三四四号、第一五四八
号、第一一五八六号 結核回復
者の後保護施設設置にに関する
請願

第一一二五一号 戰傷病者戦没者
遺族等援護法の一部改正に關
する請願

第一一二六九号 国立熊本労災病
院にけい肺病とう増設の請願

第一一二七号 母子福祉資金及
び世帯更生資金全額國庫負担
に關する請願

第一一二八六号 事業附屬寄宿舎
規程の一部改正に關する請願

第一二三〇二号 民生委員の定員
増員等に關する請願

第一三四三号、第一三四七号、
第一三六七号、第一二三三三号
社会福祉事業施設の措置に
關する請願

第一一三五八号 社会保険制度の
運営に關する請願

第一一三五九号 国立療養所の看
護婦員増員に關する請願

第一一三五七号 世帯更生資金貸
付事業費国庫補助増額に關す
る請願

第一一四四二号、第一一五五一号、
第一一五八三号 準保保護児童
の教育扶助特別措置に關する請
願

第一四四七号、第一五四七号、
第一五八四号 清掃事業に伴
う財源拡充強化の請願
第一四五五号 日雇労働者に夏
期手当支給等の請願
第一五六九号 國立愛媛療養所
の看護員増員等に関する請願
第一六一三号 日雇労働者等に夏
期手当支給等の請願
第一六一九号 失業対策事業事
務費国庫補助増額等に関する請
願
第三一四号 けい肺問題に関する請
願
第三三〇号 社会福祉事務所設
置市の生活保護法による負担
金を全額国庫負担とするの請
願
第三七一号、第一〇六八号 福
岡県板付米極東空軍基地の政
府雇用労働者の集団出勤停止
等撤回に關する請願
第四三三号 元満鉄社員の待遇
に関する請願
第四四三号 健康保險保養所奥
多摩莊再建に關する請願
第四五〇号 濠北地域等所在の
遺骨収集に關する請願
第四六二号 國立公園施設整備
費復舊活等に關する請願
第四七七号 原爆被害者援助に
關する請願
第五三〇号 南方關係元軍人等
の待遇に關する請願
第五五九号、第一二三三号、第五
七一号、第六二三号、第六七七
号、第六九八号、第七三三号、第
八六五号、第九七三号、第一
一二二五号、第一二三六号、第
一三八〇号、あん摩師、は
り師、きゅう師及び鍼灸整復
師法第五条改正に關する請願
第六〇八号、第六二八号、第六
四五号、第六六〇号、第八六
二号、第一二九三号 生活保
護法の最低生活基準額引上げ
に関する請願
第六〇九号、第九二二号 国立
療養所の賄費増額に關する請
願
第六一〇号、第一二一八号、第
一二九四号 結核回復者の職
業保障等に關する請願

第六二九号 助助額に關する請願 第六四二号、第六四三号 社会保険費増額に關する請願 第六四四号 生活保護予算増額に關する請願 第六四五号 後護施設費増額に關する請願 第六四七号 第六四八号 結核回復者の職業保障に關する請願 第六四六号 生活保護費増額等に關する請願 第六八六号 生活保護法の一部改正に關する請願 第六九三号 一般失業対策事業等に關する請願 第七二八号 北海道浜頓別町の上水道施設に關する請願 第七五二号 戰傷病者の再発診療費全額国庫負担に關する請願 第七五三号、第八一〇五号、第一〇八九号、第一一〇九六号、第一一〇九七号、第一一〇九八号、第一一〇九九号、第一一〇一〇号、第一一九六号、第一一四四六号、第一一五四九号、第一一五八七号 国民健康保険の完全実施に關する請願 第七七一号 五人未満の事業所に健康保険を強制適用するの請願 第七七四号 福岡県内市町村の簡易水道布設に關する請願 第七九九号 病院の看護不備による重症患者救済の請願 第八一〇号 国立養老所の医師、看護婦及び現業職員の増員等に關する請願 第八五三号 高齢者に寿じようを贈与する等の請願 第八五四号 茨城県所在の引揚者療補修費全額国庫負担に關する請願 第八五の通り審査決定した。よつて報告する。 昭和三十一年六月三日 社会労働委員長 岡 三郎 参議院議長松野鶴平殿

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 第十九回及び第二十回において採択された請願の処理経過

四六

元台灣州府有給吏員の恩給に
関する請願(第一二六四号)

元権太特定郵便局長の恩給に関する請願(第二二六八一號)

恩給不均衡是正に關する請願
（四十四件）（第二三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇一、

外)
四一〇
、一五
、一八
八、一
五一〇
、一九
一五七
一三一
八六一
一五

報 (一)

官

恩賜牧定に関する精頭（百六）

四十四思
四十五經
四十六改
四十七定
四十八第
四十九九
五十十之
五十一六
五十二六
五十三三
五十四四
五十五五
五十六六
五十七七
五十八八
五十九九
六十十之
六十一六
六十二六
六十三三
六十四四
六十五五
六十六六
六十七七
六十八八
六十九九
七十十之
七十一六
七十二六
七十三三
七十四四
七十五五
七十六六
七十七七
七十八八
七十九九
八十十之
八十一六
八十二六
八十三三
八十四四
八十五五
八十六六
八十七七
八十八八
八十九九
九十十之
九十一六
九十二六
九十三三
九十四四
九十五五
九十六六
九十七七
九十八八
九十九九
一百十之

一般公務員に引き続いた軍属としての在職年数を現職年数と算入されたいとの請願の趣旨は、現在の財政状況及び諸般の情勢にかんがみ困難であると思われる。ものと考えられる。

昭和十六年二月六日台灣總督府令第三十一号
「州、府有給吏員恩給規則」の適用を受けた
元州、府有給吏員は、恩給法上の公務員に該
当しないなかつたので、恩給を受けること
が出来ない。そこで、この規則の適用を受
けることについては、慎重に検討したい。
元憲特定郵便局長は、公務傷病の場合を除
き恩給法上の公務員として取り扱われてお
なかつたので、恩給法による恩給を受けるこ
とについては、慎重に検討したい。

國庫納付金制度廢止に關する
請願(二三件)(第一九二三、一九七〇、二〇〇七号)

同 同

同

二、昭和二十八年十二月三十一日以前に退職した公務員の恩給額の増額については、「国家財政等諸般の事情を検討の上措置すべきもの」と考える。

三、恩給担保により、消費資金貸出しについては、「国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)」で、國民金融公庫において恩給担保金融のみちが開かれた。

三、人事院勧告による國家公務員退職年金法について、「公務員制度調査会で目下検討中であり、その結論を待つて善処したい。」

自転車競技法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百六十九号)が制定され、「国庫納付金制度」が廃止された。

新契約の早期締結に今後ともあらゆる努力をいたい。

駐留軍労働者の待遇(第三三三九号) に關する請願(第一二六八九号)	駐留軍労働者の特別退職手当 に關する請願(第一二六八九号)	恩給金庫設置に関する請願 (第一二六件)(第一四〇、三二一、四〇八、六三〇、一〇四七、一一二、一一五、一二三四、一二三五、一二五四、一五八、一六五〇、一六五一、一五八号)	米軍人による事故防止等に關する請願(二一六五号)	駐留軍独身兵舎建設反対に關する請願(二件)(第一五一、二一八九号)	同	同	同	同	同
駐留米国軍実弾射撃演習による損害補償の請願(第一五四号)	同	同	同	同	同	同	同	同	同
原村実弾射撃場の補償措置のうち占領期間及びその他の被害に付ける損害補償の請願(第一五二四号)	本件について、國民金融公庫が行う恩給保金融に關する法律(昭和二十九年恩給保金融法)が制定され、昭和二十九年恩給保金融の趣旨は、恩給金庫としての恩給金融機関としての恩給金庫を設けることは諸般の情勢からみて困難である。今後とも最善の努力をする考えである。								
一、射撃演習による魚群が逸散され、また魚群が逸散する事実についての立証は困難なものの区域で一日日本国に駐留する軍隊等の行為による特損失の補償(第一二五二四号)において補償の対象外となつたものである。この救済措置については目下研究中である。	二、漁業権に対する補償は制限区域に含まれるもののみが対象となるので、たゞ、軍隊等の行為による特損失の補償(第一二五二四号)において補償の対象外となつたものである。この救済措置については目下研究中である。	三、原村実弾射撃場の補償措置のうち占領期間及びその他の被害に付ける損害補償の請願(第一五二四号)においては、同地域内に用地確保を期し月日間である。	四、原村実弾射撃場の補償措置のうち占領期間及びその他の被害に付ける損害補償の請願(第一五二四号)においては、同地域内に用地確保を期し月日間である。	五、原村実弾射撃場の補償措置のうち占領期間及びその他の被害に付ける損害補償の請願(第一五二四号)においては、同地域内に用地確保を期し月日間である。	六、原村実弾射撃場の補償措置のうち占領期間及びその他の被害に付ける損害補償の請願(第一五二四号)においては、同地域内に用地確保を期し月日間である。	七、原村実弾射撃場の補償措置のうち占領期間及びその他の被害に付ける損害補償の請願(第一五二四号)においては、同地域内に用地確保を期し月日間である。	八、原村実弾射撃場の補償措置のうち占領期間及びその他の被害に付ける損害補償の請願(第一五二四号)においては、同地域内に用地確保を期し月日間である。	九、原村実弾射撃場の補償措置のうち占領期間及びその他の被害に付ける損害補償の請願(第一五二四号)においては、同地域内に用地確保を期し月日間である。	十、原村実弾射撃場の補償措置のうち占領期間及びその他の被害に付ける損害補償の請願(第一五二四号)においては、同地域内に用地確保を期し月日間である。

駐留軍演習による漁業特別損失補償の請願(第一四七〇号)

鹿児島県鹿屋市に米軍演習場設定反対の請願(第一一八四五六号)	東富士演習場設置に伴う被害農家の救済に関する請願(第二六三八号)	大阪市立大学杉本町校舎返還に関する請願(第一一〇一九号)	京都府若狭湾の軍事基地化反対等に関する請願(第一一二二九号)	選挙違反の連座制強化に関する請願(一七件第一一九三四九五四、一九五七、一九五八、一九八三、一二四七、二四四九号)	行政書士法廢止反対に関する請願(第一二一八三号)	国連軍協定締結に伴う救済措置の請願(第一一六二号)
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同

一、芦屋地区及び築城地区について、魚付林の伐採及び堺油、汚毒水の排出ならびに魚

一、芦屋地区及び築城地区について、魚付礁の伐採及び廃油・汚毒水の排出ならびに魚礁の荒廃等による損失補償については一日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)に基きその実状を自下調査中である。また爆音等に因り魚類が散逸する事実についての立証は困難なので、現在では同法に基いて補償措置を講ずることはできないが、なお検討を進めている。

二、博多湾における水上機離着水域は昭和二十九年三月二十四日付使用を解除された。

代替区域を極力選考したが他に適当な区域が無かつたため、本区域を演習場として提供することに昭和二十九年七月二日決定したのであるが、これに伴つて措置する地元側の各種の損害に対しては、補償措置を講ずるとともに被害の軽減策に努力したい。

現地調査を実施し、それに基き全般的な救済対策について検討を行ひ、善処するよう自下鋭意努力中である。

今後全面解除につき一層の努力をしたい。なお、取あえず可能な部分解除につついては、現在の大学地区に突入状態になつてゐる解域、並びに現在米軍称A地区 $(\text{約} 300 \text{ha})$ を大学と共に使用する等につき、米側より昭和二十九年九月二十日付同意を得たので該提供設施の移設完了次第解除されることになつてゐる。

取扱いについて慎重を要する問題でもある直ちにこれを廢止する必要はないものと考えられる。

毎年特別交付金において可及的に措置してい

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 第十九回及び第二十回において採択された請願の処理経過

地方財政制度改革に関する請願（第四五九号）

四八

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その

第十九回及び第二十回において採択された請願の処理経過

救出等に關する請願(第四四五号)	日中貿易協定承認に關する請願(第五四五二号)	國有地の地上権確認に關する請願(第三三八一号)	ソ連、中共両地域の抑留同胞に關する請願(第三三八一号)
石炭手当の免税措置立法化に 關する請願(第一八八九号)	水産業協同組合共済会の法人 税減免に關する請願(第一一三三号)	生糸課税反対に關する請願 (五件)(第五二、一四九、四 一一、五九八、六六四号)	東南アジア諸国の水産物輸入 関税軽減に關する請願(第五 四〇号)
群馬県榛原ダム建設に伴う補 償費免税の請願(第一一三九号)	政府資金融資に関する請願 (第六六三号)	群馬県(第一一三九号)	同
局納みつまな納入数量確保 等に關する請願(第一一四〇四 号)	同	同	同

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 第十九回及び第二十回において採択された請願の處理経過

五〇

一、小規模学校に対する教材費国庫負担の基
額については、義務教育費国庫負担法に基
く教材費の国負担額等を定める政令(昭和二
十六年政令第百二十八号)の一部改
(昭和二十九年政令第百五号)により從前
より増額された。また全学年を対象とする
教科書の無償給与については、現在の財政
事情では困難である。
二、教員の給与引上げについては、昭和二十
九年一月一日以降、一五・四八二円ペース
に引上げられている。
義務教育費の全額負担は、現行の地方自治制
度及び財政事情からみて困難である。
この法律案は第十八臨時国会で審議未了のた
め廃案になつた。

高等学校定時制教育等の経費
国庫補助増額に関する請願
(第一九七二号)
被災地の学校給食費国庫補助
四号) 増額等に関する請願(第五号)

右に同じ

風水害地域の学校給食に関する
請願(第一〇五号)

請願(第一一四二号)

学校給食費全額国庫負担等に
関する請願(第一一四二号)

請願(第一一四二号)

冷害地の児童生徒救済に関する
請願(第一一七五六、一七八一
四号)

請願(第一一七五六、一七八一
四号)

学校給食法制定等に関する請
願(第一〇四四、一八九三)

請願(第一〇四四、一八九三)

学校給食法制定促進等に関する
請願(十五件)

請願(二五五件)

請願(二二二件)

学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)
及び定員等各種の問題があり目下考究中である。

学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)
は小学校等のみに実施される給食に限る定法が

昭和二十九年六月三日施行されたが、この定法が

されていが将来は中学校までに実施され

ることが望ましいと思う。なお、給食を実施

することは、現下の財政事情から困難と思わ

る。

学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)
は、現下の財政事情から困難と思われる。

一、小麦粉並びにミルクの全額国庫補助

することができるが、現下の財政事情から難

しい。

二、物資の免税と減税については、目下考究

中である。

三、学校給食専従者の身分の保障と地位の保

障については、学校給食法(昭和二十九年

法律第百六十号)の規定により解決される

ものと考えるが、現下の財政事情から難

しい。

四、準生活援護児童に対する取扱いの強化に

ついては、昭和三十年度において補助でき

るよう計画し努力中である。

五、学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)は、昭和二十九年六月三日制定された。

地方公共団体は建築基準法(昭和二十五年

法律第二百一一号)の規定により、文教地区の指

定を行なう。その地方公共団体の条例をもつて

この地区内に一定の建築物の建築を制限又は

禁止する措置が講じられることがなつていい

能である。

これにより環境の悪化を防ぐことが可

能である。

置いたり、考えである。

国家財政ともにらみ合わせて十分研究の上措

置いたり、考えである。

主として義務教育または芸術部においては、

からそのための附属学校は小学校を原

とすべきであると考えるが、一部に初等中等

教育の一貫した研究のために附属学校設置教則

の要がある。この問題について検討して検討

置いたり、考えである。

国立の学芸部は学芸部においては、

教育研究上、財政上等をも勘案し、慎重に検

討の上措置したいと考えである。

諸種の事情を検討の上考究したいと考えであ

る。

本大学の整備充実、校舎、病院、諸設備等の現状

につき国家財政との関連を考えて考慮したい。

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 第十九回及び第二十回において採択された請願の処理経過

五四

保育所措置費國庫補助增額等

右に同じ

恩給事務費増額に關する請願 (第一二七三号)	戰傷病者戰沒者遺族等援護法の適用範圍拡大に關する請願 (三件)(第九九四、一二〇五、一二二六〇号)	戰傷病者戰沒者遺族等援護法の適用範圍拡大に關する請願 (二二七三号)
戦争犠牲者遺族の援護に關する請願(第一一七七二号)	顧願(第一一六六六号)	顧願(第六九五号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同

記書を担保とする金融のみちも開かれてゐるが、なお研究したい。昭和二十九年度の都道府県への恩給進達事務費は一二三・三四二・八一〇〇円であつたが、臨時職員に関する経費の不足分約一八、二一〇、〇〇〇円を増額し都道府県に配賦したので、同年度内に処理を予定してない進達件数の処理事務は、おおむね支援なく実施された。

右に同じ。

昭和三十一年六月三日、参議院会議録追録(その二) 第十九回及び第二十回において採択された請願の処理経過

右に同じ。

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の諸願(二件)(第一八六九、二三三二号)

未帰還者留守家族等援護法中
一部改正に関する請願(五件)
(第一六三九、一七四五、一
八九三、一九三二、二〇一七
号)

同

同

卷之三

南方地域の未帰還同胞に関する請願(第二三九六号)

元滿蒙開拓青年義勇軍の戰
傷病者戰没者遺族等援護法適
用に關する請願（第二二八〇
号）

同

一、南方地域関係の現地残留を希望した者は
軍人軍属と合せて一、五、六名、そのうち我
満州開拓団員を軍人軍属と同様に処理すること
とは、困難であると考える。なお、同団員
が、旧陸海軍の要請により戦闘に参加し、當
該戦闘に基いて死亡した場合には、戦傷病者
戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百
二十七号）により、その者の遺族に対しても三
万円の弔慰金が支給されることになつて、い

橋を引き締めている
二、南方地域関係の未帰還者は、前記一、五六
八名のほか生還者等不明の者二、二三六名が
あるが、(昭二九、五、一現住)、これら生
死等不明者の調査とあわせ希望によつても調査を続
留したものと認められる者を除いても調査を続
けていたと認められる者二十九年年度からは、未
帰還者については、軍人軍属も一般邦人
もその調査を未帰還者部で一元的に行なう
こととされ從来から行なわれていた在外公館
を通じる残留者の調査も一般と進められて
いる。
三、南方地域戻り残者の中、未復員者(昭以外の
十者は、未帰還者を留守家族等を含む未帰還者と
して扱つていらない。この者は現在いつでも
帰還し得る状態にあると考えられその残留
者は自己の意思によるものと認められるか
らである。

戦傷病者の援護強化には、今後とも努力するが、の処理願の趣旨については、接収ダイヤモンドについて立法化をみた後、十分検討したい。

注は本地区に大部が完了して、既に堤防、橋門等の工事を事期に遅れて工事を内に完了するが、この主力を工事に引き上げるだけでは、早期完成を期す。

秋田県八郎潟干拓事業促進に
関する請願(第二二八〇号)

一、昭和二十九年度の都道府県への恩給進達事務費は、員一二三、四百二十八、〇〇円であったが、臨時職員に関する経費の不足分を約一八、二〇〇、〇〇円を増額し都道府県に配賦したので、同年度内に処理を予定していなかった進達件数の処理事務は、おおむね支障なく実施された。

恩給事務費増額等に關する請願(第一四九〇号)

同

http://www.iomega.com

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 第十九回及び第二十回において採択された諸願の処理結果

右に同じ。

地方農地事務局事業所職員の定員増員等に関する諸願(三件)(第一八四四、二〇五〇、二一六号)

同

行うより努力する。
一、人員整理は、定員法に基き事業等の繁簡
も考慮して最少限度の整理事業率に止むべく努
力して、事業所の整理につきても、他の今後場
所に比較していかに整理能である。今後場

— 1 —

群馬県藤原ダム建設に伴う国
有林払下げの請願(第一四三
号) 岩手県大津保村所在津谷川山
国有林払下げに關する請願
(第二二五五号)

購繭資金に関する請願(四件)
(第一二七三、一二一〇〇、一二一
二、一二五四号)

耕地災害復旧事業費国庫補助
増額等に関する請願(第一一
二号)

岡山県秋芳川沿岸地盤沈下地
帶対策事業施行に関する請願
(第二)二二五乙

木炭公営検査強化の立法措置
に関する請願(十一件)(第二〇二三、二〇四五、二〇五九、

三六七、二三九八、二四一六

林道開設費國庫補助に關する
請願(第八六二号)

林道開設事業施行に関する請願（第八八〇号）

沈没徵用かつお、まぐろ漁船の船主に漁業の免許等の請願

(第一五九八号) の船主に漁業の免許等の請願

(第一五九八号)

昭和二十九年度においては、全国総数奥地林道一、四八六百万円一般林道三〇八百万円で、追加一、四八六百万円一般林道三〇八百万円で、三三三林道を開設する計画である。国庫補助林道の確立についても引き続き努力したい。
一、かつお、まぐろ漁業については、昭和二十九年度から中型かつお、まぐろ漁業の新規許可適用を認め、昭和二十九年度において岩手県の関係業者からは、これに該当する希望者としての申請書が提出されなかつたが、今後該当者からの申請書の提出があつた場合は、漁業に慣用し検討したい。
二、かつお、まぐろ漁船の建造資金は、現在農林漁業金融公庫、農林中央金庫等から融資を行つてゐるが、今後も引き続き融資を

昭和二十九年四月二十七日、スタンプ押捺限度を六十%とするに及び、手形期間を六ヵ月以内とするに改正の上、引き続きスタンプ手形制度の適用を認めるに決定した。現在農業災害補償制度協議会を設けて、鋭意制度改革作業を進めているので、諸願の趣旨も十分研究の上、善処して下さい。

○号) 搤手県小友村地先公有水面
二五事行に關する請願(第
二五号)
○号) 国有林払下げに關する請願
(二件) 第二二四五、一四三
國有林野払下げ等に關する請
願(第二三三五号)

同 同 同

本地区は、昭和二十九年度補助干拓着工希望であるとして、計画書の提出があり、目下審査中である。国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）の趣旨に従つて、これぞ現地について調査の上処置したい。

水産物に対する消費者の不安については、関係者の各般の努力により現在は概ね解消したと考える。また関係業者の受けた一定の損害については、昭和三十年一月四日、日米間に決定された公文の交換によるもので、これは「二〇〇〇万ドル」と決して過大なものではなかったが、これの分配分等について、「ビキニ島」に被害を受けたが、これの補償措置に関する打合会」で検討中である。

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その1) 第十九回及び第二十回において採択された請願の処理経過

李承晚ライン撤廃等に關する
請願(第一六九号)

國有林生産材払下げに関する
請願(第一二五〇八号)

同 同 同 同

凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十一年法律第六十号)に基き、被災農家のための融通を円滑にする措置を講じた。

一、李ラインの撤廃を実現させるためには、今後とも日韓両国漁民が共存し得るような漁業協定を結ぶように努力する。なお、現在在水産庁管轄船及び海上保安庁巡回船を出動させ業漁船の保護に従事させていけるが、今後ともこの万全を期すこととする。

二、漁船の没収についての強く要出し、大部分の乗組員は帰還することとされたが、漁船は返還されないので今後ともその実現に努力する。没収漁船等の損害賠償については、外交交渉によって解決するよう努力するが、国内措置として現行漁船特殊保険及び漁船乗組員給与保険の活用により被害者の負担の軽減を図るよう指導したい。

三、保温折衷苗代の普及奨励には、從来より補助金を交付して、成果を上げて来たが、昭和三十年度以降の実施計画についても年次計画を樹立し、地帯別に重点設置を推進するため中努力である。

四、長期營農低利資金について、今後行われる營農資金の貸付に際し、資金の必要性の緊急度及びその効率を勘案して重点的に資金配分を行う方針であり、これによつて真に緊急な營農資金の需要に答えるを得ると考える。

五、災害復旧資金の貸付について、昭和二十一年度には、農林漁業資金の貸付等財政は、事業に伴う地方負担金に対し、融資の措置は、努力する。地方負担金は、現状を考慮し必要以上の簡素化について、現状するよう努めた。年度は、滋賀県の災害復旧補助金は、昭和二十九年度一千円を交付済みである。作業の実績が出来日数、人員あるいは、等により確認されれば、その作業量は認める。方針で指導している。

六、採掘整資金については、昭和二十九年度財政事情の許す範囲内では極力資金わくの確保をした。

農業施設復旧工事費国庫補助
早期交付等に關する請願（第一七九九号）

北海道檜山地方の治山事業施行に関する請願(第三三一七号)
北海道上川地方の治山事業促進に関する請願(第三三六号)
北海道宗谷地方の治山事業施行に関する請願(第三三九号)
北海道日高地方の治山事業促進に関する請願(第三三八号)

同 同 同 同 同 同

一、昭和二十九年度より災害復旧事業について、県庫補助金の交付は県に一括して補助し、県より事業主方法は県に交付することとなり、過年度災害のうち二十五年災については再査定終了次第補助金を交付し完成させた。二十六、二十七、二十八の各年災に対することは困難であることは、二十九年度に増額するにあつたので三十年度において努力しないたい。

二、昭和二十一年発生災害に対する融資については、福岡県では既に五〇、六五三、六八三円交付済みであるが、更に融資のこととは現行の財政事情では困難と考へられる。

三、筑後川河中の改修工事については、改修計画の再検討中で下流部はダム群の建設によって河床の浚渫等の総合的治水計画の拡張して、國家財政の許す限り事業の促進に努めることとする。なお巨瀬川等の支流川に於ける考へてある。なお巨瀬川等の支流川に於ける考へてある。

四、思案橋、太刀洗、陣屋川の三支流の排水施設の工事について、筑後川本流の改修と関連があることを考慮しては、昭和三十一年下施工中の改修工事に着手せしめる考へて、昭和三十年に着手せしめたいと考えては、他の支流についても筑後川本流改修工事に着手せしめる考へて、昭和三十一年下施工中の改修工事に着手せしめたいと考える。

桑園等の凍霜害対策に関する
諸願(第一二六五八号)

蚕糸關係の風害等対策に関する請願(第一二六五七号)

同

同

農業改良普及事業費(国庫補助
増額等)に関する諸願(第一九二〇号)
農業災害復旧事業に関する諸願
(第二三八九号)
農業を關係するの諸願(十五件)(第三三一、二三三一、二三三二、二三三八、
二三三三、二三五九、二三六一、二三六五、二三七七、二三八一、二四〇六、二五〇七、
二五八一、二五八二、二五八六号)
玉糸を繭糸価格安定法中に包
含するの諸願(十五件)(第三三一、二三三一、二三三二、二三三八、
二三三三、二三五九、二三六一、二三六五、二三七七、二三八一、二四〇六、二五〇七、
二五八一、二五八二、二五八六号)

農業改良普及事業費国庫補助
額等に関する請願（第一九〇号）

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 第十九回及び第二十回において採択された請願の処理経過

未墾地買収価格算定基準引上
げ等に關する講願（第二六一
八号）

進に關する請願（第一五八〇号）
京都府綴喜郡西部地区の土地
改良事業施行に關する請願
(第五五一八号)

宮崎県営蓑原地区畑地かんがい事業費国庫補助増額に関する請願(第二三五号)

農地局の災害復旧事業関係職員の定員増員に関する請願
(第一八四三号)

二十一
二十一

土地改良事業予算削減反対に
関する請願(第一五二二号)

新潟県下越十箇町村の集約酪農団地指定等に關する請願
第二一九号

静岡県狩野川汚水毒物放流防
止等に関する請願(第二六〇)
三号)

(ダムの漁業権に關する請願
(第二六六〇号)

南千島及び根室近海における

漁業の安全操業に関する諸願
(第一二七一号)

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の規定に基いて未墾地の買収を行ふ場合の対価の算定にあつては不合理、不適当な点も考へられるので、これらの点については是正するよう検討中である。農道事業昭和二十九年度分は、三億五千六百万円で既に実施した。新規事業についても余は、國家財政上十分要望にそえないと思われるがなお努力中である。昭和二十八年度度土地改良計画補助地区として計画を樹立し、昭和三十年度度新規着工希望県提出地区として県より連絡があるが、計画書の提出があつた際、内容を検討して処理した。畠地かんがい事業に対する国庫補助率の引上げについては、現行の四割を五割に引上げるよう努められたが、財政事情により実現しなかった。なおその実現については努力を続けることとしたい。先般の定員法改正に基く人員整理については、他の事務の整理率に比べてはるかに少く、最低の整理率をとつておらず、また、内部の調整等によりほとんど実員の整理は行つてゐない現状である。今後も定員の増員は行つてゐない現状である。今後も内部の事務調整により災害復旧事業関係人員の増員に努力したい。今後ともできる限り趣旨にそろそろ努力したい。

酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)が制定され、県知事の申請に基づきその指定を行ふことになつてゐる。酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)が制定され、県知事の申請に基づきその指定を行ふことになつてゐる。

東洋醸造株式会社は廃水の処理施設を設置すること並びに見舞金として昭和三十二年度までに三百六十万円、同三十二年度以降毎年十万円を狩野川漁業協同組合に対し支払うこととを条件として和解が成立したので請願の趣旨についても解決済みである。

一、南千島及び色丹、歯舞諸島周辺海域における日本漁船の安全操業を図るための根本的解決は、日ソ両国間の國交が回復し、両国間の漁業協定による十分な精神志向を有する者に対し、漁業法の精神に従つて、できる限り請願の趣旨にそろそろ適切な指導を行うこととしたい。

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 第十九回及び第二十回において採択された請願の処理経過

六一

自転車競技法等の臨時特別例に関する法律(昭和二十九年法律第六十九号)が制定され、国庫納付金制度は適用されないことになり、モーターボート競走会連合会に売上の金の一部を納付することになつた。なお、この法律は昭和三十年三月三十一日で失効するものをその後二回の改正で同三十二年三月三十一日まで延長された。

その特殊事情にかんがみこの実施方について目下努力中であり、昭和二十九年度分については、離島航路整備法(昭和二十一年度法律第二百二十六号)に基き二八三万円、鹿児島県より三〇〇万円の補助が決定した。

昭和二十九年十月二十日建造適格船主を決定し、これらの船舶は目下建造中である。

右に同じ。

右に同じ。

近く極東航空株式会社が定期航空を開始するものと考えられる。

自動車運送事業は公共性の強い事業で、鉄道、軌道など陸上交通の根幹をなすものであり、諸外国の例を見ても免許制は絶対に維持すべきものであると考える。

昭和二十九年十月二十日建造適格船主を決定し、これらの船舶は目下建造中である。

右に同じ。

氣象業務の民生協力面において重要なと認められるので極力実現に努力している。

昭和二十八年十一月一日鉄道海上保安部紋別分室を設置し、網走警備取扱難署より十八泊トル型巡視艇一隻を派遣して遭難事故に備えている。

昭和三十年度に実現するよう目下努力中である。

根本的解決策としては新たに立法措置が必要なので、目下検討中である。

昭和二十九年六月一日から江川崎、宇和島間直通便一往復を復活した。

磐田、天竜川両駅間に停車場設置の請願(第一二四号)
瀬戸、西大寺両駅間に新駅設置の請願(第一三〇八号)
青函航路貨物運賃是正に関する請願(第五二八号)
猿山口、古市両駅間にジーゼルカー乗降場設置の請願(第五五六号)
高知、佐川両駅間にガソリンカー運転開始の請願(第八五四号)
白石、北白川両駅間に新駅設置の請願(第九一四号)
久大、甘木両線にジーゼルカーランプ開始の請願(第一一〇二二号)
義務教育生徒通学乗車船賃割引に関する請願(第一二五六号)
金津、芦原両駅間にジーゼルカー運転開始の請願(第二〇四〇号)
飯山線鉄道運輸改善に関する請願(第二二八七号)
国鉄門司トンネル通過の貨物運賃加算率撤廃に関する請願(第一八一〇号)
貨物運賃特別割引制度存続に関する請願(第一一一七号)
神奈川県西部地区国鉄輸送力増強促進に関する請願(第一九九九号)
茨城県大子町、栃木県藤原町間に国鉄バス運行開始の請願(第一一七三号)
傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願(六件)(第一二三一六、一三四六、一三六七、一三八九、一四〇九、一四六四号)

早急実施は困難であるが、なお今後よく研究することとしたい。早急実施は困難であるが、なお今後地方事情等よく研究したい。実測キロ程による運賃によることは困難である。昭和三十年一月五日新駅を設置することに決定した。

輸出用黄板紙の鐵道貨物運賃
一六一、一六六九、一六七二、
一六八一、一九四一、一九九八、
二二一〇、二三五二、
二三三一、二三五二、
二三三〇、二三五二、
二三三七、二四一八、
二四二四、二五〇四、
二六〇七号

本線回り東京、長崎両駅
別急行列車運行に関する
用黄板紙の鉄道貨物運賃
に關する請願(第二六二号)
沿の請願(第二六一號)
軍人に國鐵無賃乗車証交
付の請願(第二四七號)
道尾両駅間鉄道敷設に
關する請願(第三四一号)
第一六六四号)
内、羽幌両駅間鉄道敷設
に關する請願(第二四一
第八九八号)
道尾両駅間鉄道敷設に
促進に關する請願(第九
九号)
只見線鉄道全通に關す
る請願(第一〇一二三号)
械鉄道敷設促進に關する
第八九八号)
第一〇七七号)
浜頓別両駅間鉄道敷設
する請願(第一一九九号)
環鐵道開通促進に關す
る請願(第一四一六号)
東北両線の鉄道電化促
進する請願(第三六四号)
草津両駅間電車運転に
關する請願(第四九九号)
草津両駅間電車運行促
進する請願(第一〇二一
四号)

され、昭和三十一年四月一日から施行されることになつた。

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 第十九回及び第二十回において採択された請願の処理経過

六四

東北本線鐵道復線化

東北本線鐵道複線化促進に關する請願(第五九九号)

昭和二十八年度より品井沼、石越間四十二キロの工事に着手し、目下工事中であり、逐次複線化を実現しない。財政上早急には趣旨にそいかねる実情である。町の将来の発展等を考慮して目下研究中である。今後ともよく研究したい。

今後よく研究してみたい。

北海道様似駅、幌泉村間鉄道敷設に関する請願（第一五二号）
日田線鉄道敷設工事継続に関する請願（第一六八〇号）
大糸線鉄道全通促進に関する請願（第一六九四号）

財政上既定計画どおり工事を継続することは困難と考えられるが、今後とも工事を維持できるよう検討中である。
難政と考えられるが、今後とも工事を維持できるよう目に下検討中である。
今後更に研究したい。

工事再開については、今後更に研究したい。

に關する請願(第二二〇五号)、
野岩羽鉄道追加路線敷設促進
に關する請願(第二三六六号)

出目駅_レ厅舍移転拡張等に關す
る請願(第一九六二号)

中央線、篠ノ井線及び信越線
鉄道電化に關する請願（第二
二六二号）

今後研究してみたい。

その必要性にかんがみ全国をなるべく早く完成するよう努力している。

広島県和田村に無集配郵便局
設置の請願(第一三七号)

郵政省

設置標準にはほぼ達するが、該局における取扱量がさして多くないので現下の定員事情並

熊本県芳野郵便局の集配事務 開始に関する請願(第六七五号)	岡山市平井地区に特定郵便局 設置の請願(第二一七〇号)	合併市町村の郵便局等の統合 整理促進に関する請願(第二三〇八号)
長野県伊那電報電話局庁舎新築等に関する請願(第一〇八〇号)	香川県高松市、男木島間の電話海底ケーブル線増設等に関する請願(第一五九六号)	茨城県古河郵便局区内に無集配特定郵便局設置の請願(第一五六四号)
宮城県石巻市山下に無集配特定郵便局設置の請願(第一五五号)	合併町村内の電話交換取扱機構統合に関する請願(第二三三六号)	福島県富成郵便局の集配事務開始に関する請願(第五三〇号)
青森県小淵町に郵政省結核療養所設置の請願(第七〇四号)	同	同
東京都西品川に特定郵便局設置の請願(第九三〇号)	同	同

けい肺法制定に關する請願
(第一五〇六号)

同
けい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保
護法(昭和三十年法律第七十一号)が制定され
た。

昭和三十一年六月三日 参議院会

和二十九年度において三千六百万円を充当して工事を実施中であるが、昭和三十年度以

處理經過

六八

文教施設整備費国庫補助に関する請願(第一六五号)

高山祭の屋台等の修理費(国庫補助に関する請願(第七七号))

桑園の凍害・霜害対策に関する請願(第一二七号)、分校並びに単級、複式学校をへき地教育振興法中に包含するの請願(第一一二二号)。

農林省 同

農
林
省

四

資のわく内に入れ無償とすることも困難と思われる。

数の増加に見合うものとしてではないが、從来から小中の中学校整備費、備賃費、不校戰災復旧費、転用小学校整備費、無条件の昭和二十一年度約十八万坪の予算が計上され決がはかられているものと考える。

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部改正（昭和十九年法律第二百三十四号）により、重要無形文化財の指定制度並びに記録作成等の措置を講すべし無形文化財の選択制度が創設され、從來の高山祭等の選定無形文化財にも再検討を加えることとなつたので、高山祭及び屋台・祭具等の保存をいかにするかについては、今後研究したい。

分校並びに単級、複式学校について、へき地外にあるものと無条件、全面的にへき地教育振興法の対象学校とすることは困難である。

大豆等を農業災害補償法第八
十四条第一項第一号の共済目
的農作物に指定するの請願

昭和三十年度治山関係事業予算拡充に關する請願（第三三九号）

林野災害復旧資金融資に関する請願(第一二四〇号)

水産業改良普及員制度 設定等
に関する請願(第一四一號)
新米穀年度の米穀配給日数に
関する請願(第一九五號)

昭和二十九年産米検査規格の
適正化等に関する請願（第七
三号）

四

同 同

同

同

1

四〇四

昭和三十一年六月三日 参議院会議録追録(その二) 第十九回及び第二十回において採択された請願の処理経過

七〇

主要食糧集荷委託予算増額に関する請願(第一二三〇号)	昭和二十九年産米の検査等級格下げに関する請願(第九四号)
供米検査規格の合理化に関する請願(第一二〇号)	長野営林局移転に伴う措置に関する請願(第一八号)
台風による被害農家に飯米配給の請願(第七二二号)	耕地災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願(第一一二三号)
黄変米の配給停止に関する請願(第一一八号)	黄変米による被害農家に飯米配給の請願(第八五号)
岡山県児島湾干拓事業促進に関する請願(第一五〇号)	台風による被害農家に飯米配給の請願(第七二二号)
秋田県八郎潟干拓事業施行に関する請願(第一五〇号)	長崎大干拓事業促進に関する請願(第一五七号)
漁港修築予算増額に関する請願(五五件)(第一三三、八六、二九、一七〇、二四五号)	昭和二十九年産米の検査等級格下げに関する請願(第一五〇号)
福島町の基本財産として国有林の売払いを予定するとともに、同町所在の福島営林署及び検査規格について、米穀審議会の決議の趣旨があるので、目下検討中である。	昭和二十五年産米は二十九年度内に全部完了するよう割当ずみである。二十六、二十七の各年災は三十年度に完了した。木曾分場を通じ、木曾地方の林業の重要な都市としての繁栄に協力する方針である。
福島町の基本財産として国有林の売払いを予定するとともに、同町所在の福島営林署及び検査規格について、米穀審議会の決議の趣旨があるので、目下検討中である。	昭和二十九年法律第二百二十八号(昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡しに関する法律)が制定されたので、これに基いて岡山県を対象県に指定し、同法施行令(昭和三十年政令第五号)公布の昭和三十年一月十日から、十二月配給分を含めて配給を行つている。
以後とも引き続きみやかに事業が完成するよう努力したい。なお、昭和二十一年度の割当は次のとおりである。 建設事業 公共施設工事の国庫補助金 六百万円	黄変米の毒性その他については目下食品衛生調査会で検討中なので、その結論をまつて処理することとしたい。なお検査の結果有害なものは配給していない。
昭和三十二年度着工を目指して、三十年度も一連の調査を組織的に継続するより努力したい。国家財政の許す限り漁港施設費の増額を図る	昭和三十一年度着工を目指して、三十年度も引き続き残された最終的な調査を行らよう努力したい。

特別重要漁港の指定等に関する請願(第一四〇号)
合成織維漁網購入資金融資に関する請願(第一〇三号)
漁港の局部改良事業費国庫補助に関する請願(第一一九号)
播磨灘などの弾薬類引揚に関する請願(第一四二号)
青森県三厩漁港を第四種漁港に編入するの請願(第二一九号)
土地改良事業計画実施に関する請願(第七四号)
自作農維持資金の拡充に関する請願(第一八〇号)
静岡県山住トンネル開設に関する請願(第一八五号)
塩干水産物等の輸出振興に関する請願(第一三四号)
保温折衷苗代温床紙国庫補助に関する請願(第一一九号)
中小炭鉱の危機打開に関する請願(一二一、一二七号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

通商産業省

三廟漁港は現在第二種漁港であるが、これを第四種漁港にすることについては、今後十分検討したい。

今後国家財政の許す限り補助の途を開き事業の促進を図るよう努力したい。

地元兵庫県と協力して処理方策を講ずるよう努力したい。

昭和三十年度においては、農林漁業金融公庫を通じ約二十億円の資金を用意する予定であつて、更にこれを実施するために自作農維持創設資金融通法(昭和三十年法律第百六十五号)を制定した。

今後において木材需給等の変動により本林道の利用区分を占めている門前国有林よりの生産量の増大の必要性が生じた場合には本林道の開設を考慮したい。

水稲健苗育成施設普及促進法(昭和二十九年法律第二百二十三号)に基き、昭和二十九年度以降昭和三十四年度まで毎年度国の財政による法律(昭和五十四年法律第百五十四号)の指定品目と同様に取り扱うことについては、なお慎重に研究することとした。

当面緊急の諸問題の解決を図るために、重油、輪入炭の抑制、大口消費者の線上購入などによつて企業の喚起を図り、資金面においても中小企業金融公庫の貸出わくの拡張、年末繫急融資等の措置を講ずることとも、鉱害復旧工事失業対策事業の実施などにより炭鉱失業者の吸収に対策している。更に、高炭価問題を解決し、炭鉱経営の安定を確保するための抜本的対策として、この際石炭鉱業の合理化を強力的に推進することとし、諸般の総合施策を検討中である。

電力会社側の一層の企業努力を要請することにより、税金の引下げと安定化を図ること、料金の削減、漸次縮減する方針で昭和二十九年度

海難防止対策に関する請願
(第一二一號)

た。年の料金改訂に当つては相当の減少を図つ

福岡県内国鉄の電化促進に関する請願(第一二三二号)、赤穂線鐵道全通に関する請願(第二二三八号)、気象観測機関の拡充強化に関する請願(第一一五五号)

昭和二十七年十月概に完成している。盛岡以北については有効長の延伸、信号場の増設等により列車の増発を実施する計画であつて、これに応するよう操業本線についても線路目下工事中である。操業本線の改良が必要なので、増設、有効長延伸、操車場新設等計画しているが、目下の処重軌条交換により輸送量の増強を図っている。

財政上早急に実施することは困難なので、なおよく検討したいと考えている。その必要性にかんがみ諸般の事情の許す限り全区間をなるべく早く完成するよう努力している。

一、農業灾害対策としての長期予報の精度向上、並びに農業気象業務の整備充実について
二、水害緊急対策として山地及び重要地点の雨量観測網を拡充しこれが通報組織の確立について、昭和二十八年度以降年次計画事業として進ちよう中である。

昭和三十一年度においてこれを実現することを目指して新設の準備を進めることにして、利用予定戸数が少いため設置標準に達しない最近局への距離が近いため設置標準に達しないので実現は困難である。なお、簡易郵便局の設置ならば将来考慮することとした。

けい肺及び外傷性きき障害に関する特別保険法(昭和三十年法律第七十一号)が制定された。

參議院會議錄中正誤

九五	二	六改める	加える
九三	一	三終り三支給する	給する
九三	四	三三いともの	いうも
九三	四	からり一舞台で	舞台が
九三	四	改正	改定

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認印

定価
一部

十五円
(配送料共)

発行所

朱京輝

都新宿

省區商段(33)

木谷印

本村町

卷之五

課